

第四次羽村市地域福祉計画

(平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月)

平成 25 年 3 月

羽 村 市

はじめに



少子高齢化や核家族化などの進展、生活様式の多様化などに伴い、家族や地域の相互扶助機能が弱体化し、かつて当たり前のよう存在した地域の絆が失われつつあるなど、地域住民どうしのつながりの希薄化が懸念されています。

このような状況の中、本市では今年度から10年間を計画期間とする第五次長期総合計画を策定し、市の目指す将来像を「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」と定め、子どもから高齢者まで、市民だれもが明るくいきいきと輝くまち、それぞれが持てる力を発揮して協力するまち、安全で安心して暮らせる活力のあるまちづくりに取り組んでおります。

今回策定しました「第四次羽村市地域福祉計画」では、第五次長期総合計画における将来像の実現を目指し、安心して暮らせる支えあいのまちを目標として、市民が地域に愛着を持てるようなまちづくりに取り組み、地域のコミュニケーションが活発となるような支援や環境づくりを推進してまいります。

市民の皆様が、住みなれた地域で、ふれあいを大切にしながら支えあい、安心して暮らせますよう、皆様とともに本計画を推進してまいりますので、これまでと変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「羽村市地域福祉計画審議会委員」をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成25年3月

羽村市長 並木 心

目 次

第1章 計画策定にあたって

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 3 |
| 2 | 計画の位置付け | 4 |
| 3 | 計画の期間 | 5 |
| 4 | 計画の策定体制 | 5 |

第2章 地域福祉をめぐる羽村市の現状と課題

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 人口・世帯の推移からみた現状と課題 | 9 |
| 2 | アンケート調査結果からみた現状と課題 | 13 |
| 3 | 社会情勢からみた地域の課題 | 18 |

第3章 計画の基本的な考え方

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 21 |
| 2 | 計画の基本的な視点 | 22 |
| 3 | 計画の基本目標 | 23 |

第4章 施策の体系と具体的な展開

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 施策の体系 | 27 |
| 2 | 施策の具体的な展開 | 28 |
| | 基本目標1 地域における支え合い活動の推進 | 28 |
| | 基本目標2 安心してサービスを利用できるしくみの充実 | 32 |
| | 基本目標3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実 | 35 |
| | 基本目標4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進 | 40 |

第5章 計画の推進にあたって

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 計画推進の体制 | 45 |
| 2 | 進行管理と評価 | 64 |
| 3 | 市民への情報提供と計画への参画 | 64 |

資料編

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | アンケート調査の実施概要 | 67 |
| 2 | 羽村市地域福祉計画審議会条例 | 68 |
| 3 | 地域福祉計画審議会委員名簿 | 70 |
| 4 | 地域福祉計画審議会審議経過 | 71 |
| 5 | 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会要綱 | 72 |
| 6 | 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会委員名簿 | 74 |
| 7 | 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会経過 | 75 |
| 8 | 用語解説 | 76 |

第1章から第4章までのうち、*（アスタリスク）がついている用語は、資料編の76頁以降に用語解説を掲載しています。

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市の人口は、平成 24 年 1 月 1 日現在 57,149 人（外国人を含む）で、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。高齢化率（65 歳以上の人口に占める割合）は 20.0%となっており、年齢別構成比でも高齢者人口の割合のみが増加傾向となっています。

世帯状況では、単身世帯が増加していますが、その中には高齢者のひとり暮らしが含まれています。ひとり暮らし高齢者の孤独死について社会問題となっていますが、本市においても対策が求められています。

また、介護の必要な人や障害のある人など、日頃から援護を必要とする人も増加しており、見守りや安否確認などの支援についてのニーズが高まっています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、自らの命、地域の安全を自分たちで守るという「自助」「共助」の意識が高まり、災害対応において、地域の防災力を強化することの重要性が再認識されています。

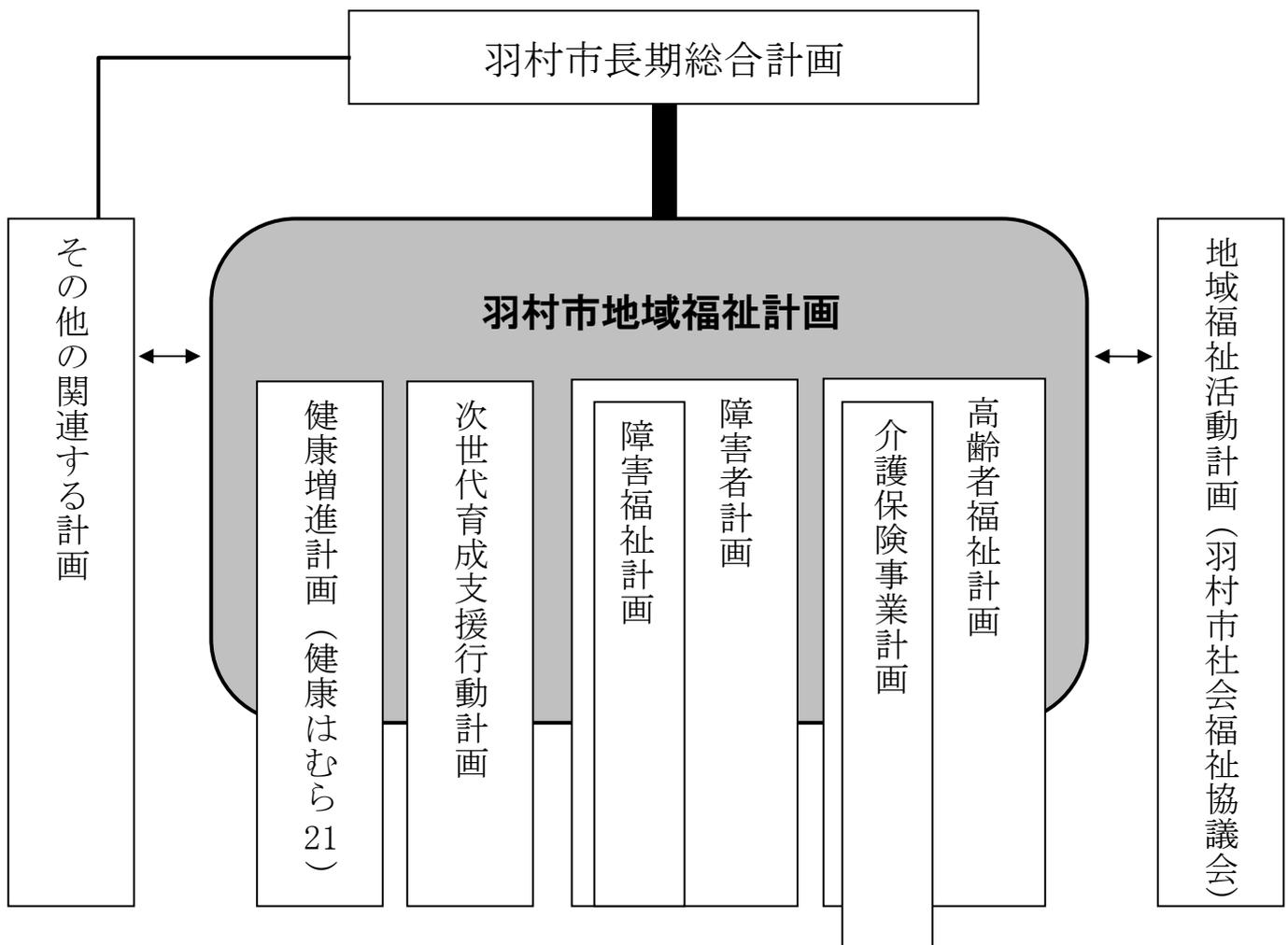
福祉等を取り巻く環境にも変化がありました。高齢者福祉施策では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる*地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護サービスの基盤強化に向けた介護保険法や老人福祉法などの改正が行われました。障害者福祉施策では、平成 23 年 6 月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布、平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部改正（障害者の定義の見直しや差別の禁止など）がありました。また、利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等、障害のある人などの地域生活を支援するため、関連法律の改正が行われました。児童福祉施策では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法などの一部改正がありました。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、*子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立しました。

本市では平成 20 年 3 月に「第三次羽村市地域福祉計画」を策定し、「地域の福祉力」や「つながり」を主要なテーマに、地域のコミュニケーションを活発にする支援や環境づくりを進めてきました。これからも社会情勢や地域変化に伴い、様々な地域福祉施策が求められていきます。第三次羽村市地域福祉計画の進捗状況を踏まえつつ、上位計画である「第五次羽村市長期総合計画」の福祉・健康分野の基本目標である「安心して暮らせる支えあいのまち」を実現するために、今後 5 年間の羽村市の地域福祉の方向を示す「第四次羽村市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、*社会福祉法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」として策定します。
- 『羽村市長期総合計画』の下位計画として策定します。
- 福祉及び関連する各分野の計画を包含した「共通する理念」や「福祉施策全体に共通する目標」を掲げ、「地域福祉の推進に重点を置いた計画」として位置づけます。
- 羽村市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。
- 国及び東京都がそれぞれ策定した関連の計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図表 2-1 地域福祉計画の位置付け（イメージ図）

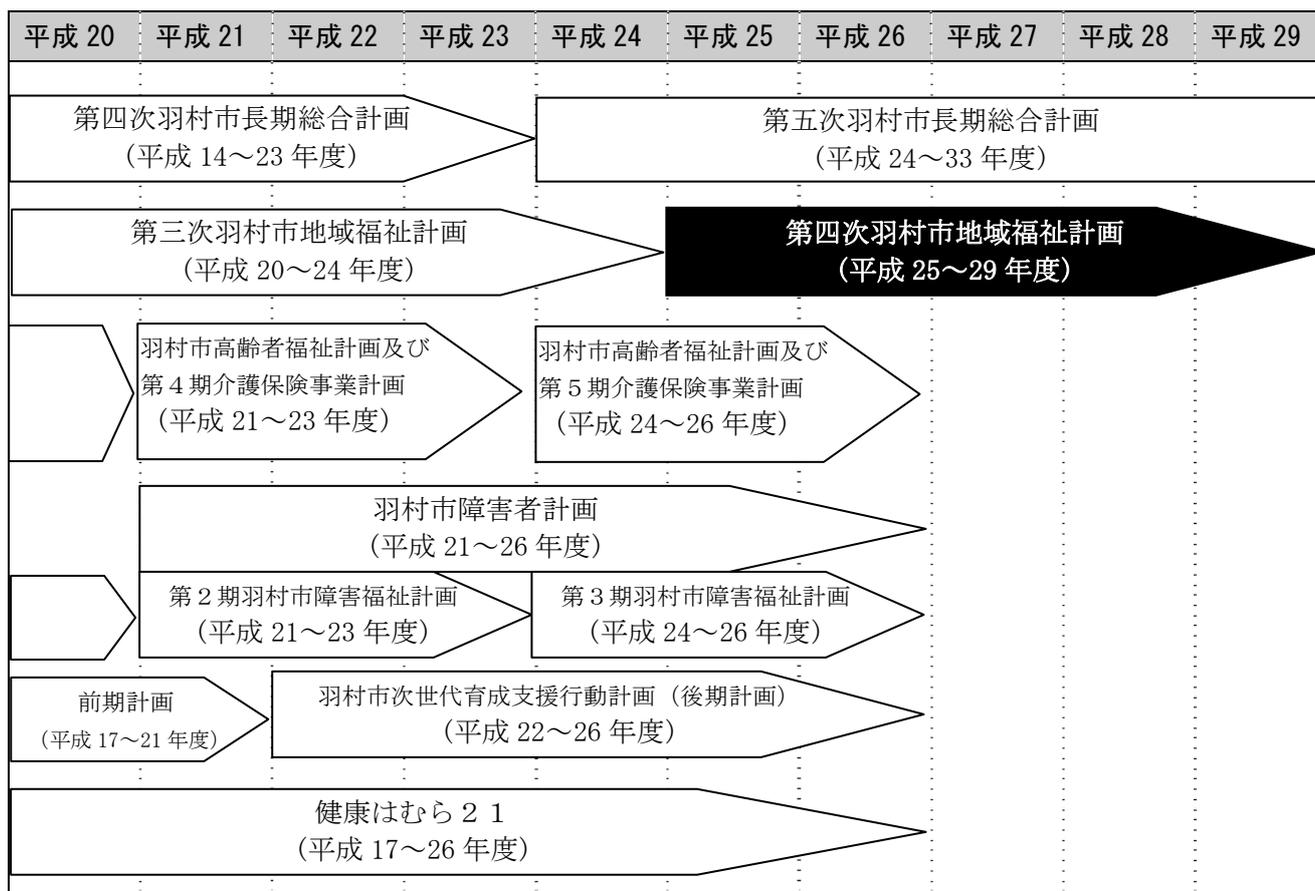


3 計画の期間

第四次羽村市地域福祉計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより必要が生じれば、見直しを行うこととします。

図表 3-1 計画の期間



4 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、公共的な団体や市内福祉関係団体の代表者、知識経験者をはじめ、公募による市民の代表を含む 20 人の委員で構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、審議を重ねました。

また、計画策定の前年度である平成 23 年度には 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握する目的で「地域福祉計画ニーズ調査」を実施しました。

第 2 章

地域福祉をめぐる 羽村市の現状と課題

1 人口・世帯の推移からみた現状と課題

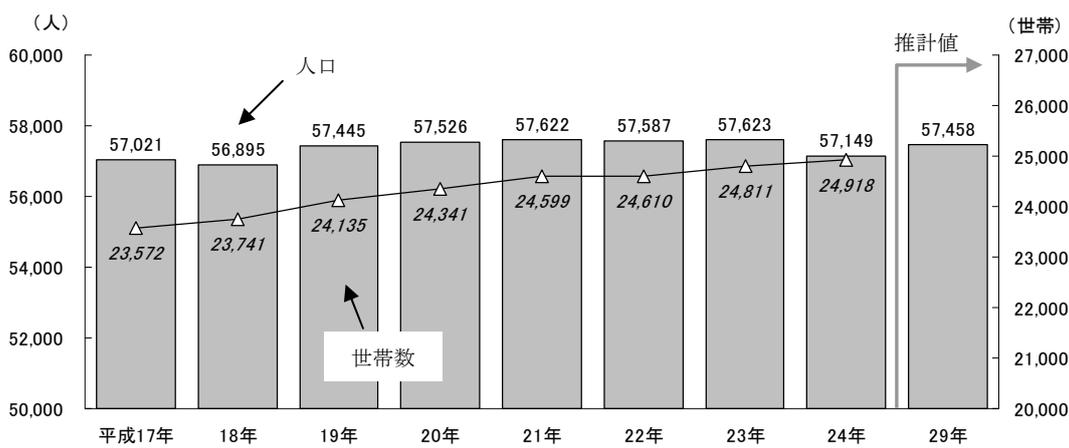
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口（住民基本台帳人口）は、平成19年度以降57,000人台を横ばいで推移しており、平成24年1月1日は57,149人でした。世帯数は、平成17年は23,572世帯でしたが、平成24年には24,918世帯となり、1,346世帯増加しています。人口の伸びが鈍化する中、世帯数の増加傾向が続いていることから、1世帯当たりの人数は年々減少しています。この傾向は今後さらに加速するものと予想され、家族で支える力だけに依存することが困難となりつつあります。

65歳以上人口と高齢化率の推移を見ると、高齢者人口（65歳以上）、高齢化率とも増加傾向となっています。高齢者人口の内訳では、後期高齢者（75歳以上）の占める割合が増加しています。

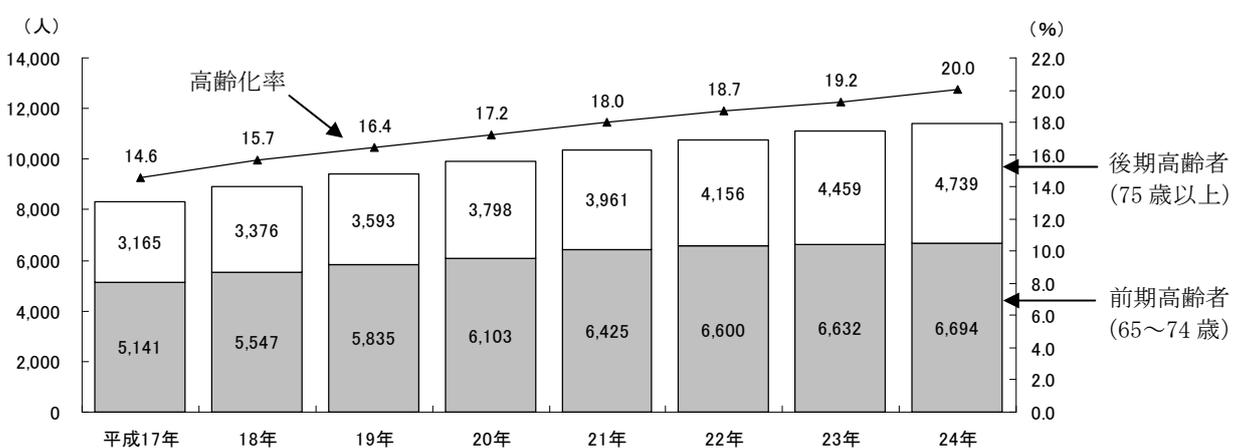
今後、総人口に占める高齢者の割合がさらに増加することが予想されることから、高齢化に伴う諸問題がこれまで以上に顕在化すると考えられます。

図表 1-1 人口・世帯数の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳人口（外国人含む、各年1月1日現在）、推計値は第五次羽村市長期総合計画より引用

図表 1-2 前期・後期高齢者人口及び高齢化率の推移



資料：住民基本台帳人口（外国人含む、各年1月1日現在）

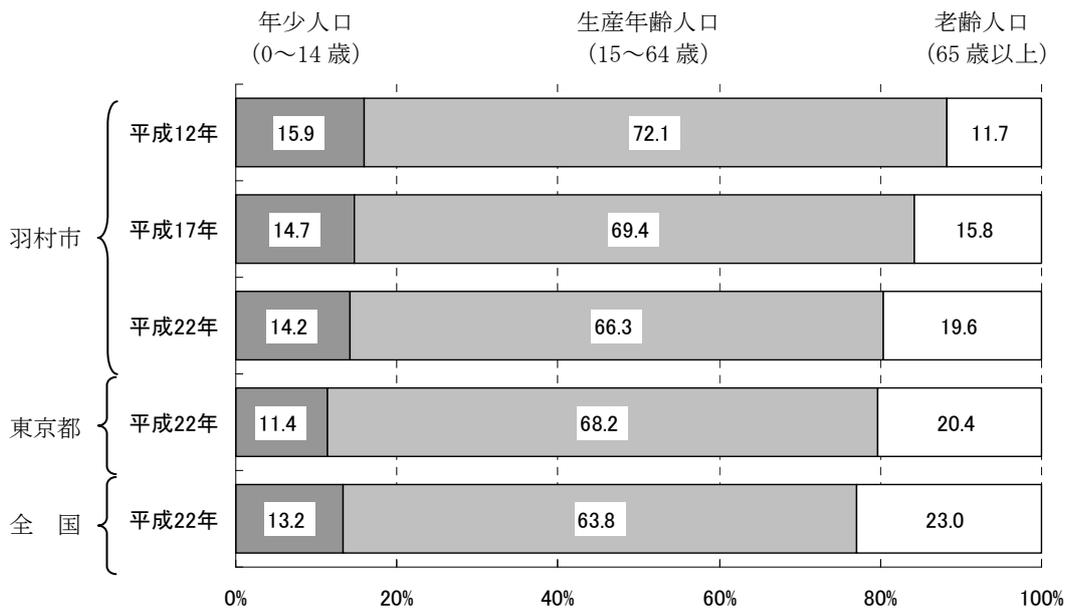
(2) 年齢別構成比の推移

本市の平成22年における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）が14.2%、生産年齢人口（15～64歳）が66.3%、高齢人口（65歳以上）が19.6%です。

これを東京都及び全国平均と比較すると、年少人口の構成比は東京都及び全国平均を上回っています。生産年齢人口の構成比は全国平均を上回りましたが、東京都平均を下回っています。高齢人口の構成比は東京都及び全国平均を下回っています。

今後の推移については、本市においても全国的な傾向と同様に、高齢人口が急激に増加する一方で、生産年齢人口の構成比が低下していくことが予想されます。

図表 1-3 年齢別構成比の推移



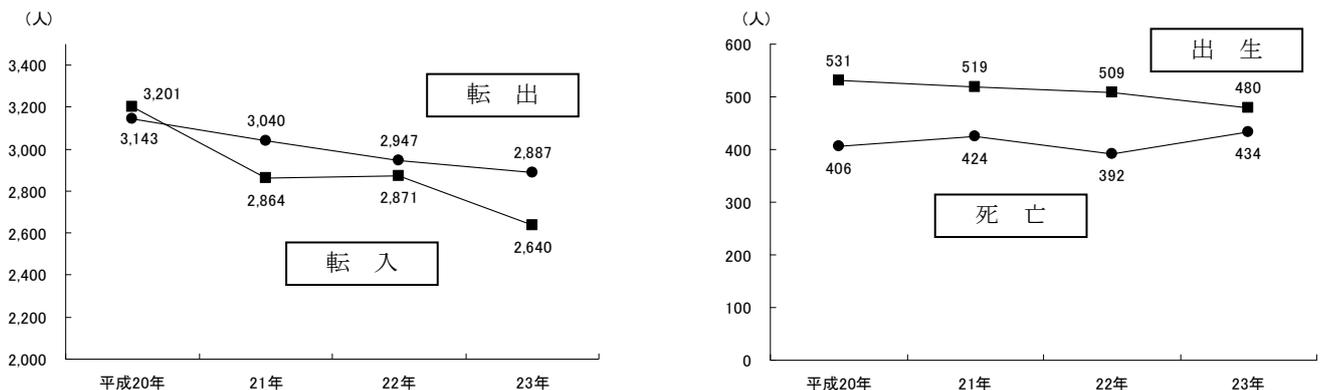
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 異動人口の推移

本市の住民異動において転入と転出はともに減少傾向にあり、平成21年からは転出が転入を上回っています。出生と死亡では、出生が減少傾向にあります。

異動人口が減少傾向にある中で、地域での長年のつきあいといった関係が増え、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に高まることが予想されます。

図表 1-4 異動人口等の推移

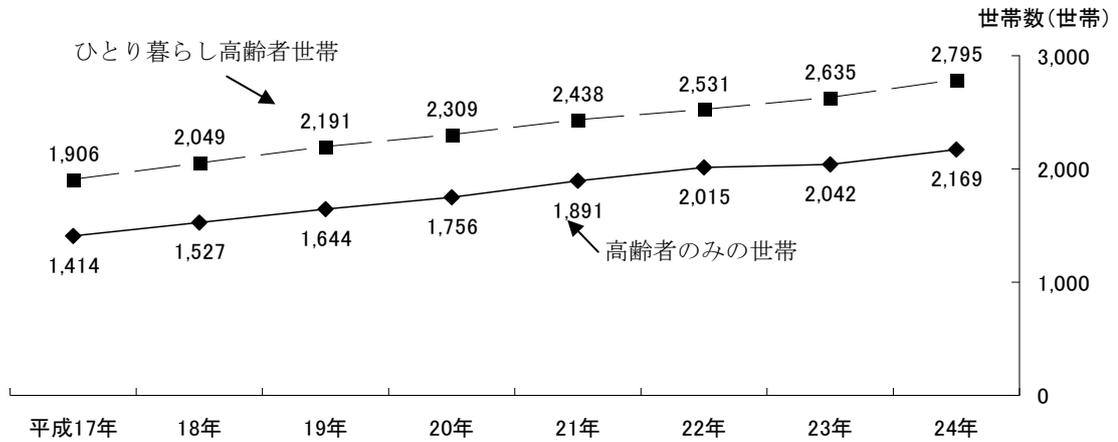


資料：住民基本台帳人口（外国人含む、年間届出数）

(4) 高齢者のみ世帯の増加

本市の高齢者世帯の推移を見ると、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯とも増加傾向にあります。こうした傾向は今後も続くと予想され、日常生活を送る上での支援、見守りといった必要性が高まることが考えられます。

図表 1-5 高齢者世帯の推移

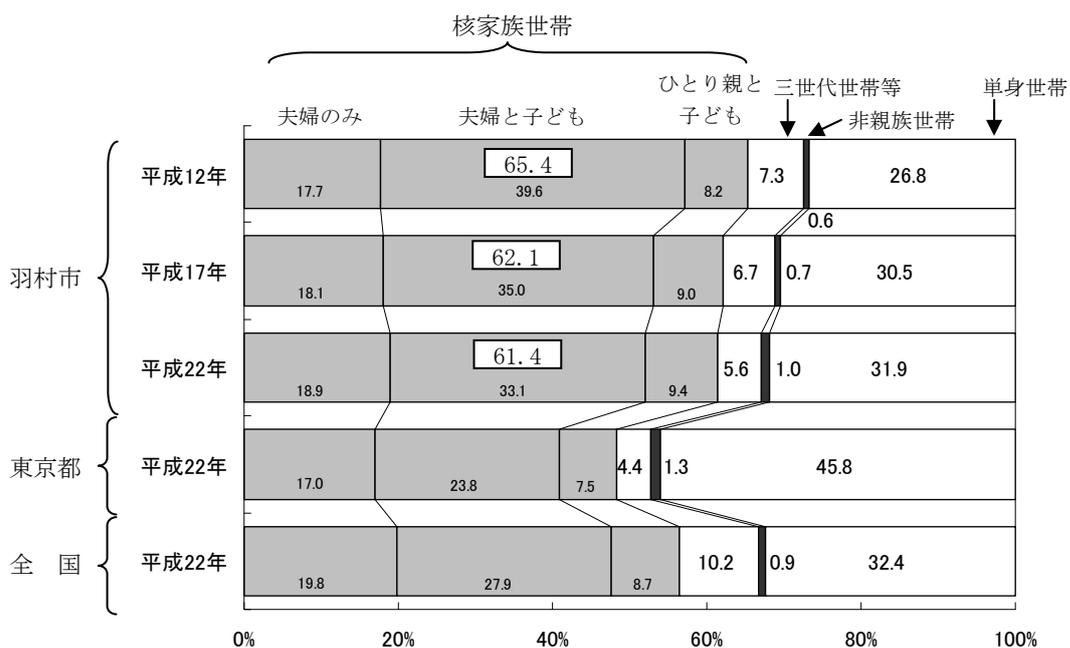


資料：住民基本台帳人口（外国人除く、各年4月1日現在）

(5) 世帯構成の変化

本市の類型別世帯構成比は、核家族世帯が6割以上を占めていますが、その割合は減少傾向にあります。一方、単身世帯が徐々に増えていますが、東京都平均に比べると、その割合は少なく、世帯構成全体も穏やかに変化しています。単身世帯の他に、夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもの世帯が増加傾向にあり、家族だけで支えることが困難となりつつあり、相談支援など地域の支え合いの必要性がこれまで以上に高まることが考えられます。

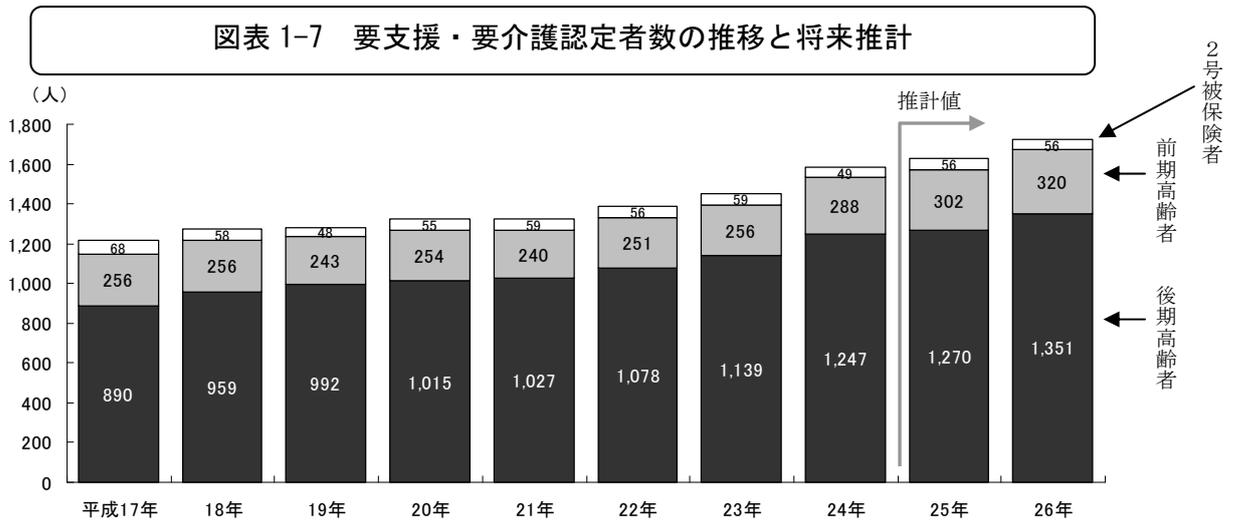
図表 1-6 世帯構成の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成24年10月1日現在で1,584人（第2号被保険者49人、前期高齢者288人、後期高齢者1,247人）となっており、今後も増加が見込まれます。年齢別構成比では、第2号被保険者（40～64歳）が3.1%、前期高齢者（65～74歳）が18.2%、後期高齢者（75歳以上）が78.7%となっており、後期高齢者が高い割合を占めています。今後も認定者の増加に伴い、介護サービスの利用拡大が予想され、サービス基盤の円滑な整備や介護サービスの質の確保・向上がこれまで以上に重要になると考えられます。



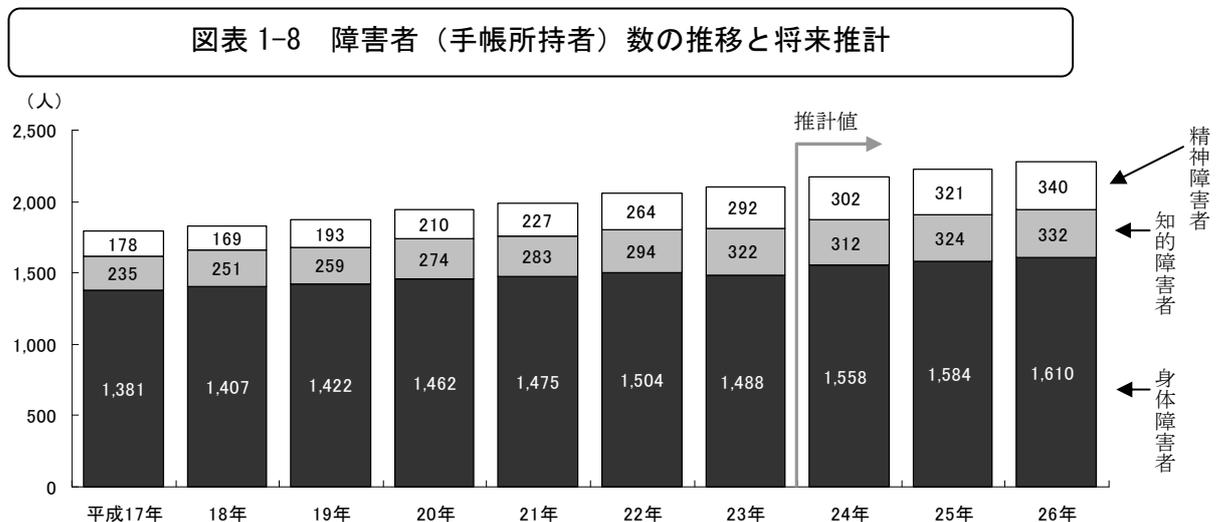
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

推計値は「羽村市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」より引用

(7) 障害者（手帳所持者）数の推移

本市の障害者（手帳所持者）数は、平成24年3月31日現在、身体障害者1,488人、知的障害者322人、精神障害者292人となっており、3障害とも増加傾向で推移しております。

今後も増加傾向が続くと予測され、相談支援やサービス基盤の円滑な整備や充実がこれまで以上に重要になると考えられます。



資料：障害者手帳所持者数（各年度3月31日現在）

推計値は「第3期羽村市障害福祉計画」より引用

2 アンケート調査結果からみた現状と課題

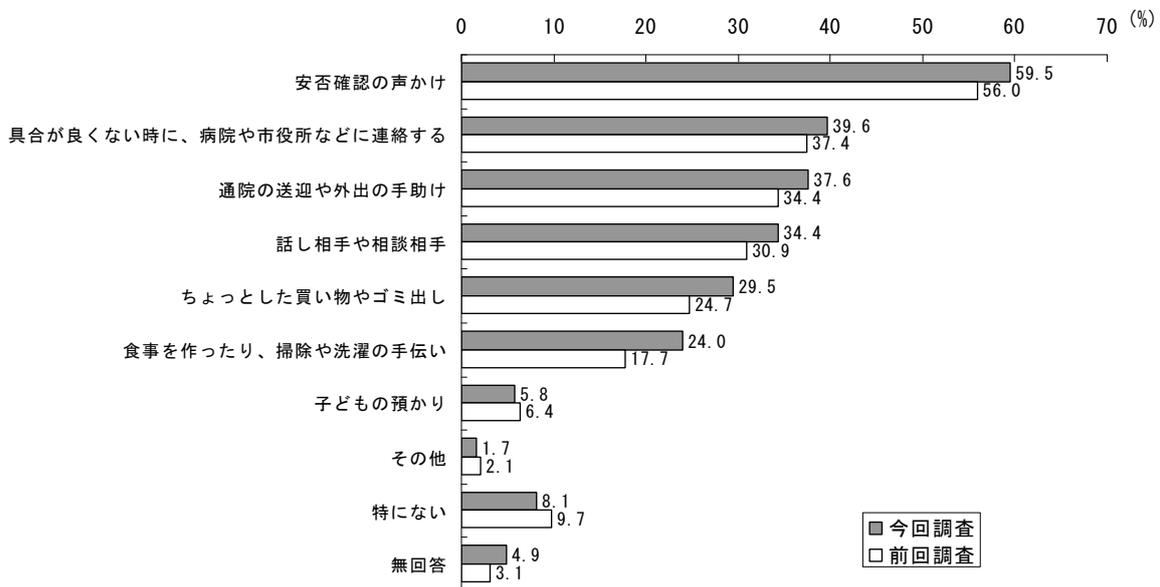
(1) 地域における支え合い活動の推進

【課題1】 地域での支え合い活動の推進

日常生活が不自由になったとき地域の人にしてほしいことについては、前回の調査結果と同様に「安否確認の声かけ」という回答が最も高い割合となっています。

日頃から、見守り活動などをはじめとする地域での支え合い活動の推進が求められています。

図表 2-1 日常生活が不自由になったとき地域の人にしてほしいこと（複数回答）



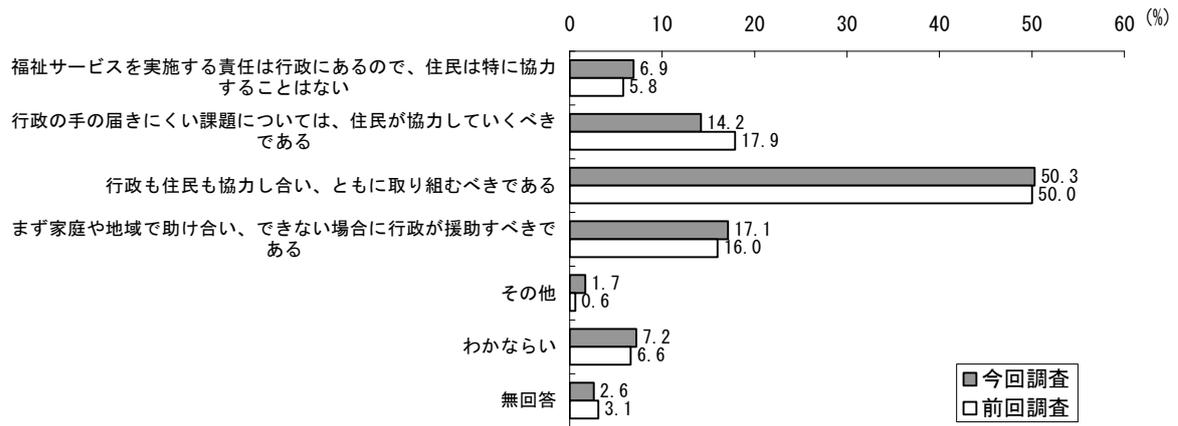
資料：地域福祉計画ニーズ調査結果（平成24年3月）より作成（以下、同様）

【課題2】 市民との協働関係の構築

福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係については、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」という回答が、前回調査と同様に5割を超えています。

行政と市民のパートナーシップによる協働関係づくりが求められています。

図表 2-2 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係



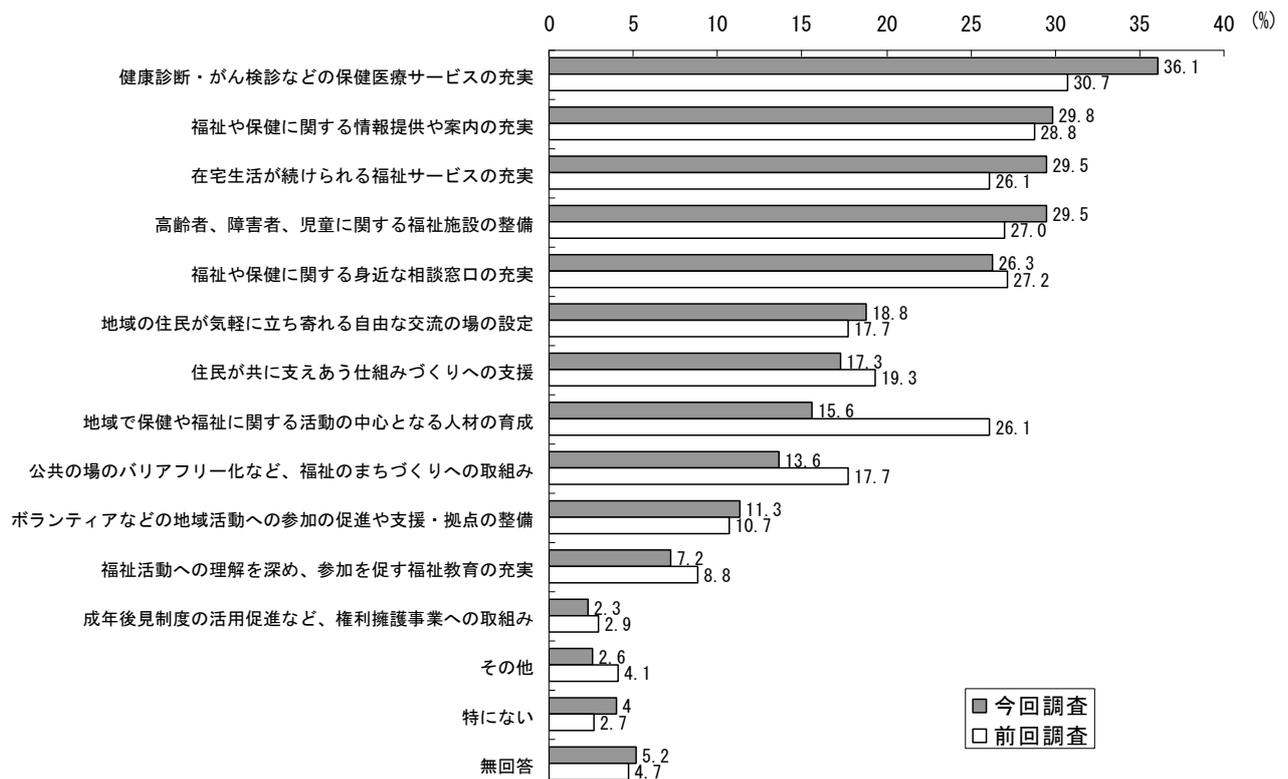
(2) 安心してサービスを利用できるしくみの充実

【課題3】多様な福祉・保健・医療ニーズへの対応

今後優先して取り組むべき施策については、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」を回答した人の割合が最も多く、前回の調査結果を上回っています。また、そのほかの回答についても、全体として多様な要望があがっています。

多様化する市民ニーズへの対応については、大きな課題であると考えられます。

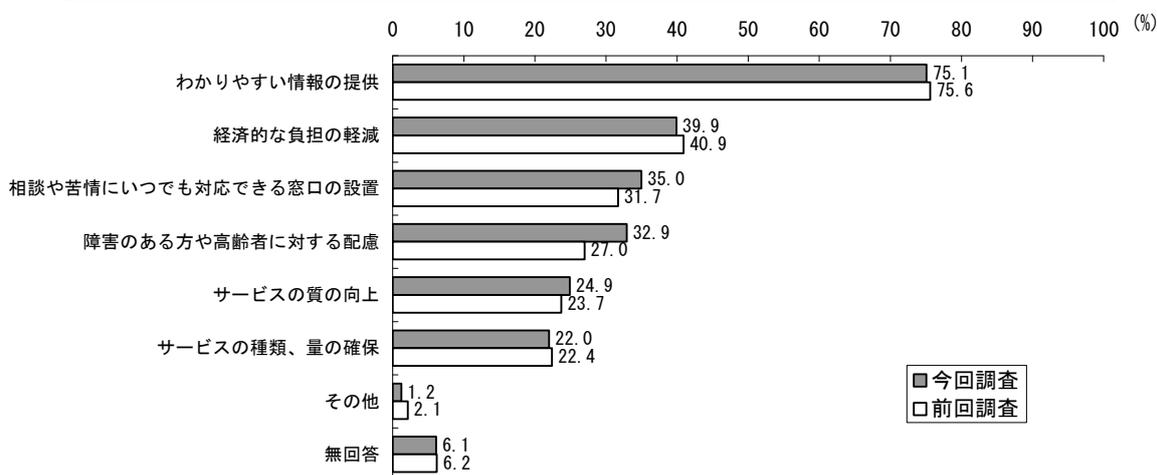
図表 2-3 今後優先して取り組むべき施策（複数回答）



【課題4】 情報提供活動の充実

利用しやすい環境を整備するために充実すべきことについては、前回調査と同様に「わかりやすい情報の提供」という回答割合が最も多くなっています。「障害のある人や高齢者に対する配慮」を回答する人の割合も増えており、こうした方への配慮も含め、情報提供活動の充実が求められています。

図表 2-4 利用しやすい環境を整備するために充実すべきこと（複数回答）



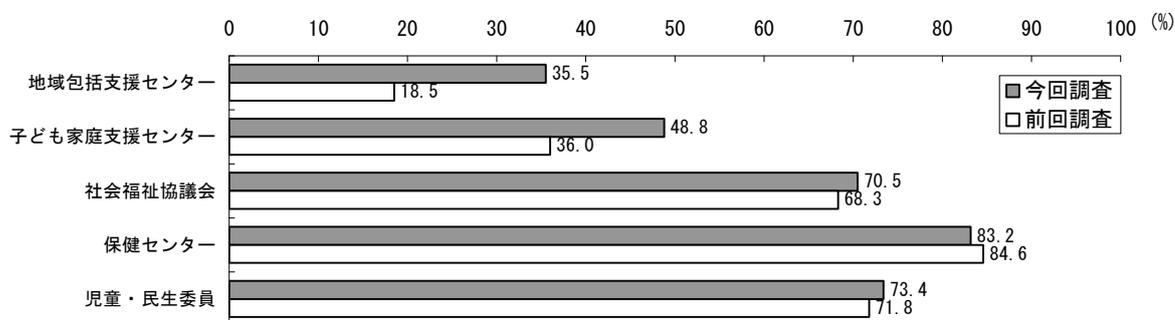
(3) 地域で暮らすための支援体制の充実

【課題5】 相談体制の充実

相談窓口や相談機関の認知度については、前回調査に比べて概ね上昇しています。*地域包括支援センターの認知度は、前回調査の割合に比べて、ほぼ2倍となりましたが、依然として4割に満たない状況となっています。

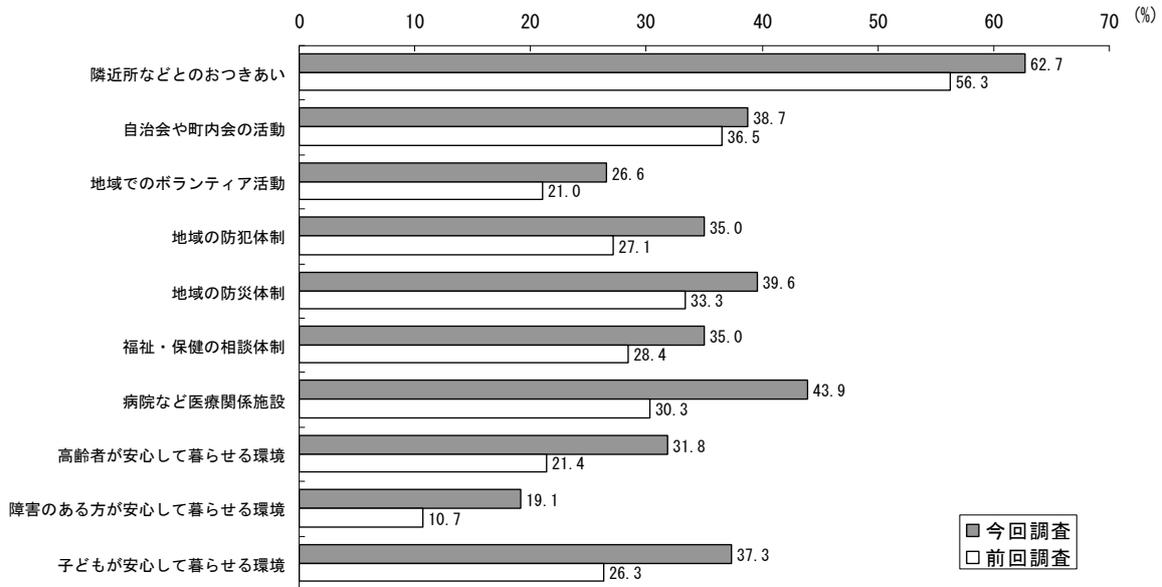
今後とも相談窓口や相談機関についての継続的な周知が必要であると考えられます。

図表 2-5 相談窓口や相談機関の認知度



暮らしやすさの“満足度”については、すべての項目で回答割合が前回調査の結果を上回っています。「隣近所などのおつきあい」や「病院など医療関係施設」を回答した人の割合が高くなっています。

図表 2-6 暮らしやすさの“満足度”

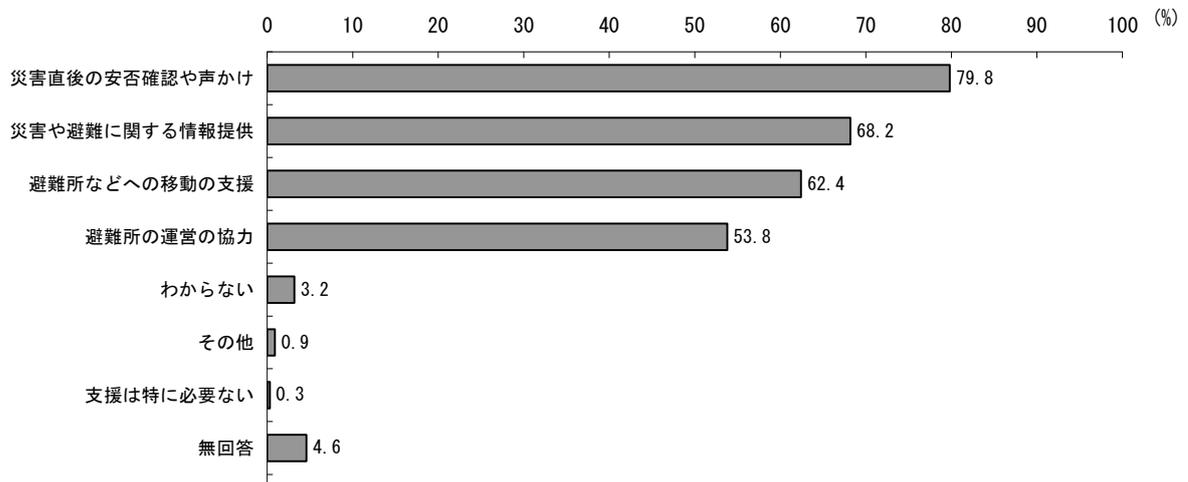


【課題 6】 防犯・防災など安全性確保に向けた取り組みの充実

災害時における住民間の相互支援で必要なことについては、「災害直後の安否確認や声かけ」という回答割合が最も多くなっています。

見守り活動も含め、防犯・防災など安全性確保に向けた取り組みの充実が求められています。

図表 2-7 災害時における住民間の相互支援で必要なこと（複数回答）



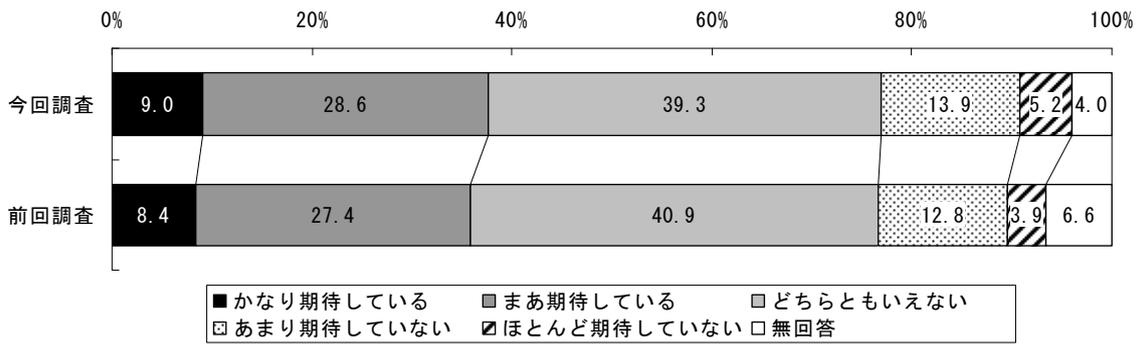
(4) 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

【課題 7】 地域活動の参加促進

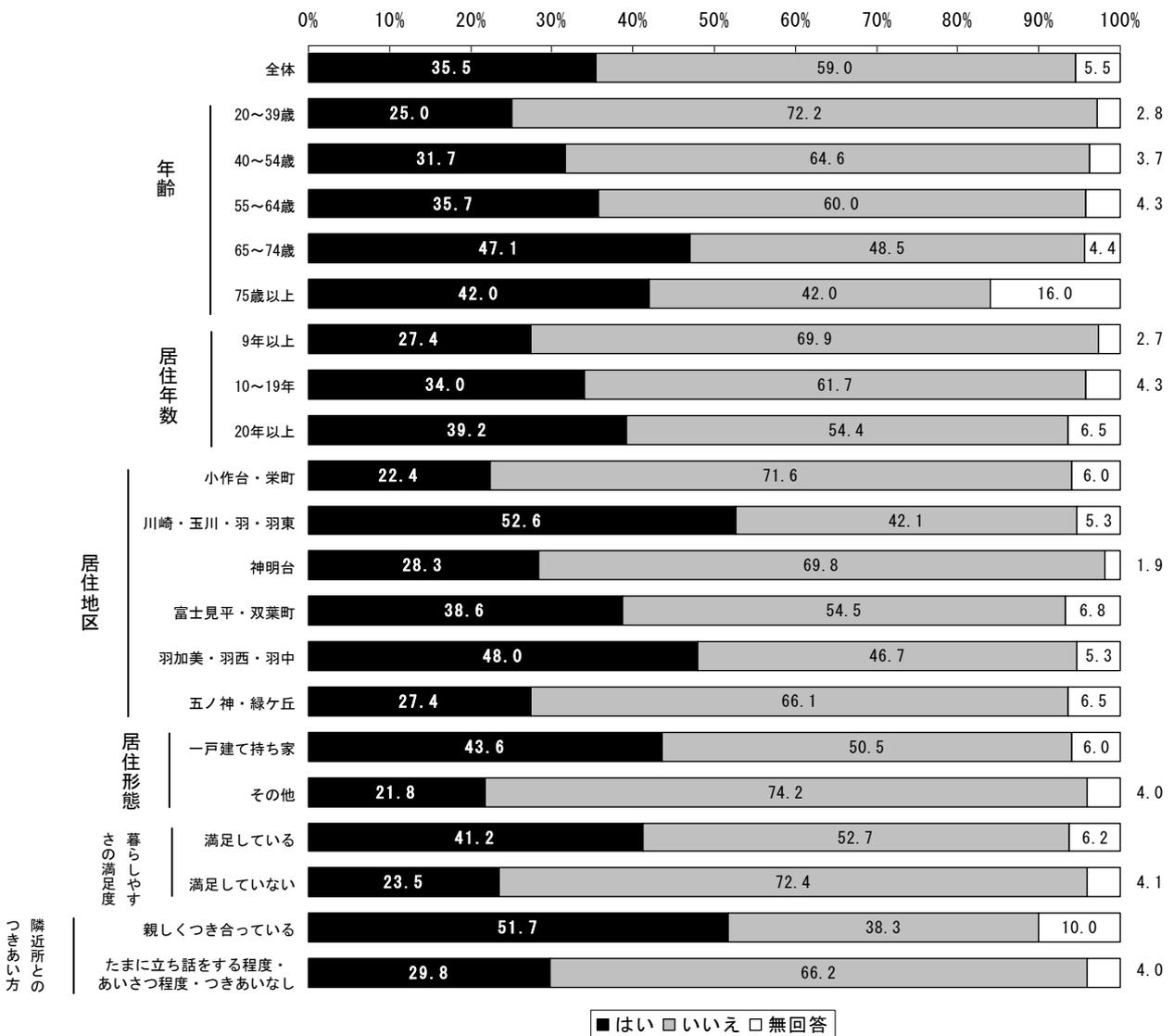
地域でのボランティアやNPO活動への期待度については、「期待している」の回答割合が「期待していない」を上回っており、前回調査と同様の結果となっています。また、地域活動の参加状況では、20歳から39歳までの年齢層の参加割合が他の年齢層に比べて少なくなっています。

年齢や地域特性に配慮した参加の働きかけが必要と考えられます。

図表 2-8 地域でのボランティアやNPO活動への期待度



図表 2-9 地域活動への参加状況



3 社会情勢からみた地域の課題

(1) 災害時要援護者対策

東日本大震災など、これまでに発生した大震災等の自然災害では、犠牲にあった人の多くが高齢者や障害のある人となっており、災害時の要援護者対策が急務の課題となっています。

(2) 多様な生活支援ニーズへの対応

社会状況の変化、少子高齢化、世帯構成の変化などに伴い、支援を必要とする人の生活支援ニーズが多様化しています。

最近の対応事例として、様々な事情で買い物に行くことが難しい方を対象とした代行サービスなども行われているなど、日常生活の細部にわたりニーズに合わせた対応が課題となっています。

(3) 引きこもり・孤立化

町内会に加入しなかったり、近所づきあいを持たない人が地域で増えています。そういった人の中には、引きこもりが長期化している人や、一度社会に出た後に引きこもりになってしまうケースなどもあります。また、最近では中高年層の引きこもりも見受けられます。社会的に孤立している住民にどのようにアプローチしていくかが課題としてあげられます。

(4) 虐待の早期発見・対応

児童虐待防止法（平成 12 年 11 月施行）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）（平成 13 年 10 月施行）、高齢者虐待防止法（平成 18 年 4 月施行）に続き、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月から施行となり、法律面の整備が進んでいます。すべての市民に向けた法や制度、相談窓口の周知、虐待の早期発見・対応に向けた支援体制等が課題としてあげられます。

(5) 保健・医療機関との連携

アンケート調査結果では、今後優先して取り組むべき施策の 1 位は「保健医療サービスの充実」となっています。介護予防や特定健康診査等、保健・医療との連携により、安心を支える健康づくりと保健・医療機関との連携を目指していくことが大切です。

(6) 地域とのつながり

地域には、*民生・児童委員、青少年育成団体、町内会、ボランティア団体など、様々な組織体があります。これらの組織の横のつながりを強化することが地域で暮らすための支援体制づくりには必要です。高齢者、障害のある人、子育て中の親などが交流の機会を持ち、つながりを広げていくという視点も必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第五次羽村市長期総合計画において、「自立と連携」を基本理念に「ひとが輝き みんなでつくる安心と活力のまち はむら」の実現を目指しています。本計画においても「自立と連携」の重要性や地域の人と人とのつながりの大切さを基本に考えていきます。

地域福祉の推進においては、障害のある人や支援が必要な高齢者、子育て家庭をはじめ福祉サービスを必要とする人はもちろんのこと、すべての人が多様性を認め合い、個々人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送れるよう、「人間性の尊重」の大切さを誰もが認め合う社会を目指す必要があります。

また、市民相互の連帯や心をつなぐと、そのために必要な支援のしくみが不可欠であり、地域社会のすべての人々を社会の構成員として包み支え合うという、いわゆる“*ソーシャル・インクルージョン”という視点を重視した「共に支え合い、共に生きる社会づくり」が期待されています。

さらに、人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定によって自らの人生を切り開き自己実現を図っていくという、福祉サービス利用者自身の持っている力を引き出す支援が重要になります。人生をより良く生きる取り組みの実践やその過程を通じ「*生活の質の向上」を図ることが求められています。

今日まで、多様な生活支援ニーズへの的確な対応を図る上で、自立した個人が、それぞれの役割を担いながら主体的に関わりあう「支え合い」の構築に向けて「地域福祉計画」を推進してきました。今後とも個人の尊厳を重視し、すべての人が対等かつ平等であるとの考え方に基づいて、すべての市民にとって必要な社会福祉をすべての市民で支えていくという考え方が重要となります。そのためには、市民の理解と協力により支えられた「市民参加と協働による地域福祉の推進」が不可欠です。

こうしたことから、「第四次羽村市地域福祉計画」では、基本理念を次のように定めます。

基本理念

- ◎ 人間性の尊重
- ◎ 共に支え合い、共に生きる社会づくり
- ◎ *生活の質の向上
- ◎ 市民参加と協働による地域福祉の推進

2 計画の基本的な視点

計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえて施策の具現化を図ります。

(1) 地域における支え合い

近年、高齢者や児童などへの虐待、引きこもりなどの社会的孤立、認知症高齢者などを狙った消費者犯罪、大災害時の要援護者の支援方策など、様々な問題が顕著化してきています。これらの課題解決に向けて、地域の支え合い活動に対する支援、交流などの活動の拠点整備、見守り活動等を行う人材の育成という視点が必要となります。

(2) 利用者主体のサービス提供

すべての市民の人権が尊重され、自ら必要とするサービスを選択でき、そのサービスを利用することによって*生活の質を高めることができなければなりません。そのため、利用者本位のサービス提供という視点が必要となります。

(3) 協働と連携による支援の推進

福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、これらのニーズに対応していくには、行政、*社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、ボランティア団体、町内会・自治会、*特定非営利活動法人(NPO)など、多様なサービス提供主体の存在が欠かせません。また、相互の協働と連携による総合的な支援という視点が必要となります。

(4) 市民の主体的参加

すべての市民が地域福祉を身近な問題と捉え、自らその課題解決のため、主体的に地域活動に参加していくことが求められています。高齢者や障害のある人などにおいても福祉サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという認識を持ち、地域福祉活動に積極的に参加していくという視点が必要となります。

3 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、基本的な視点を踏まえ、この計画を推進するために4つの目標を設定します。ただし、基本目標は継続的な課題でもあるため、第四次計画においても、第三次羽村市地域福祉計画の基本目標を原則として継承していきます。

(1) 地域における支え合い活動の推進

市民、行政、*社会福祉協議会、*NPO、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が地域を構成する一員として、社会的孤立の防止、つながりを回復する、支え合うしくみづくりや活動の推進を図ります。

(2) 安心してサービスを利用できるしくみの充実

サービス利用者が主体的に事業者を選択できるよう、提供するサービス情報の公表、客観的な事業者評価など、利用者が安心してサービスを受けられるよう取り組んでいきます。東京都等とも連携し、苦情対応や、事業者への合同検査を必要に応じて実施します。

(3) 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

利用者が必要な情報を効果的に得られるよう、支援するしくみづくりや気軽に相談できる相談支援体制の充実、災害時の支援体制づくりを進めていきます。また、*地域福祉権利擁護事業や*成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用支援や、虐待防止・防犯等のためのネットワークの確立や連携の強化を図ります。

(4) 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

福祉に関する学習機会の提供、福祉教育の取り組み、地域福祉活動への参加の機会づくりを推進します。

図表 3-1 基本理念・視点・目標のイメージフロー

基本理念

- ◎ 人間性の尊重
- ◎ 共に支え合い、共に生きる社会づくり
- ◎ *生活の質の向上
- ◎ 市民参加と協働による地域福祉の推進

基本的な視点

- ◎ 地域における支え合い
- ◎ 利用者主体のサービス提供
- ◎ 協働と連携による支援の推進
- ◎ 市民の主体的参加

基本目標

- 1 地域における支え合い活動の推進
- 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実
- 3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

第 4 章

施策の体系と具体的な展開

表の見方

1 施策の体系 (P27)

基本目標 1 地域における支え合い活動の推進

- 01 地域コミュニティの活性化
- 02 地域福祉の担い手づくり
- 03 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

2 施策の具体的な展開 (P28 以降)

具体的な事業名の後には事業の進行管理や評価がしやすいように5ケタの事業番号を付しています。最初の数字は基本目標の番号、次の2ケタは施策番号、最後の2ケタは具体的な事業の番号を表しています。

【事業番号 (例)】 1 01 01 ⇒事業番号

↑

↑

↑

1 施策の体系

地域福祉計画

基本目標 1 地域における支え合い活動の推進

- 01 地域コミュニティの活性化
- 02 地域福祉の担い手づくり
- 03 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実

- 01 福祉サービス基盤の拡充
- 02 情報提供と情報公開による質の向上
- 03 事業者への適切な指導や東京都との連携

基本目標 3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

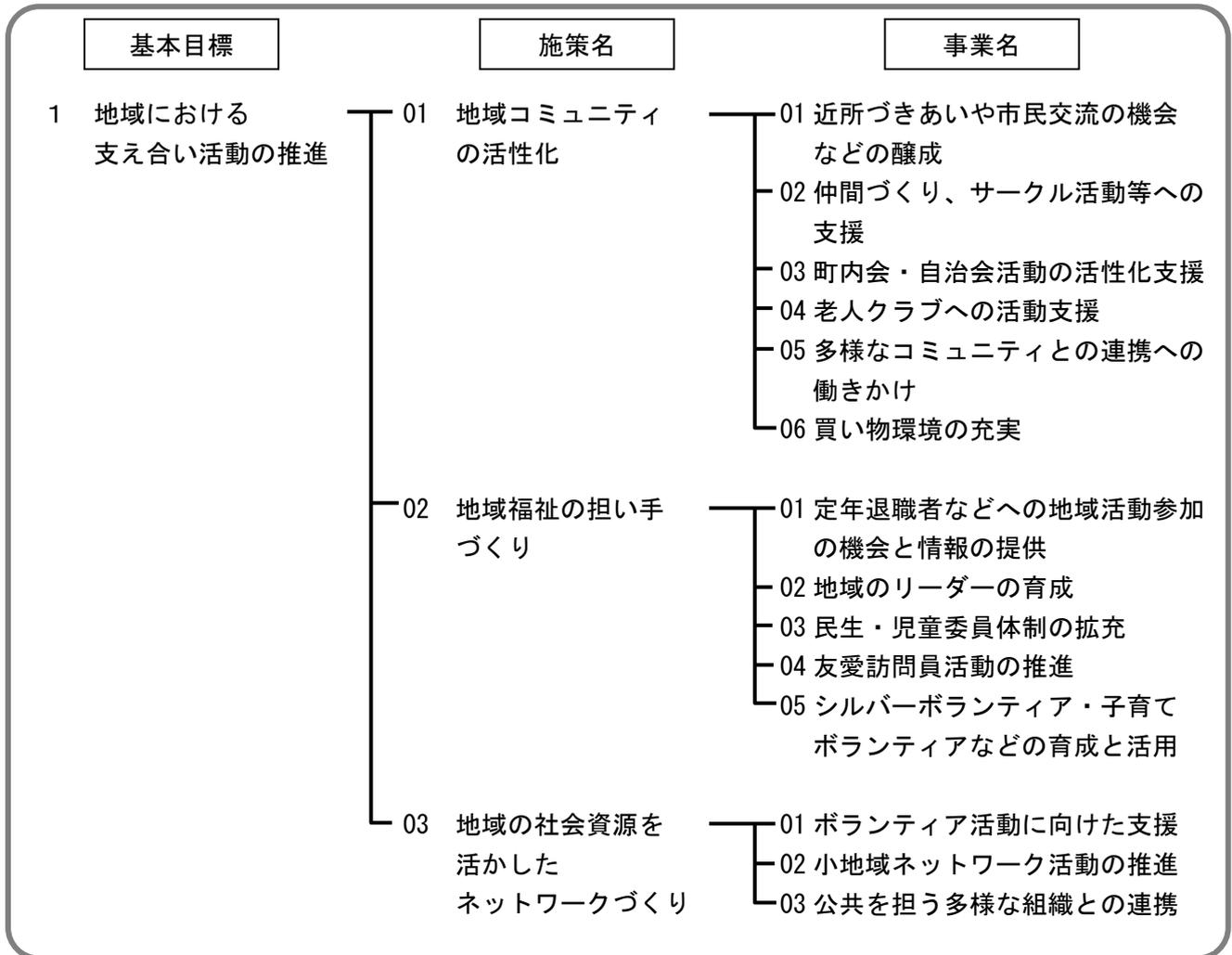
- 01 相談・支援体制の整備促進
- 02 保健・医療機関との連携
- 03 権利擁護支援体制の充実
- 04 災害時要援護者支援体制の整備
- 05 見守り活動の推進

基本目標 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

- 01 福祉意識の醸成
- 02 福祉教育の推進
- 03 地域活動への参加の推進

2 施策の具体的な展開

基本目標 1 地域における支え合い活動の推進



(1) 地域コミュニティの活性化

《現状と課題》

近所づきあいの希薄化が進む一方で、高齢者などの孤立化を防ぐため、地域での見守りや支え合い運動の重要性が高まっています。また、近年の個人情報保護などの動きにより、見守りや支援が必要となる方の情報を把握・共有できないといった問題も生じています。

個人のプライバシーを最大限に尊重しつつ、住民一人ひとりが様々な機会や活動を通じて積極的に交流し、地域での活動を展開し、人と人のつながりを深めていくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 近所づきあいや市民交流の機会などの醸成 (10101)

市民が身近に交流できる機会や場が確保できるよう支援し、「近所づきあい」を深め、「ふれあいや支え合い」につながるよう意識の醸成を働きかけます。

○ 仲間づくり、サークル活動等への支援 (10102)

仲間づくりの活動や社会参加を進める活動を促進するため、ボランティア講座等の開催を支援するとともに、ホームページや各種ガイドを通じて、団体の活動や学習機会について市民への周知に努めます。

○ 町内会・自治会活動の活性化支援 (10103)

日頃から市民に対して、町内会・自治会が地域の重要なコミュニティであることを広く周知します。また、転入者等に対し、様々な機会を通じて、町内会・自治会の加入促進を図ります。

○ *老人クラブへの活動支援 (10104)

地域における高齢者の交流に大きな役割を果たしている*老人クラブの充実のために、魅力的な活動の展開、*老人クラブへの加入促進など、活性化に向け支援します。

また、高齢者自身が生涯現役として地域社会を支えていけることを目指して、ボランティアをはじめ、多様な社会活動や健康づくり・介護予防活動に取り組めるよう、情報提供を行っていきます。

○ 多様なコミュニティとの連携への働きかけ (10105)

市民活動団体や*NPO、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進していくため、地域活動団体連携協議会を設置・運営していきます。

また、生涯学習においては、市職員が講師として地域に出向く「まちづくり出前講座」を実施し、地域のグループや町内会、PTA、各種団体等に対して市政情報を提供していきます。

○ 買い物環境の充実 (10106)

はむら e 市場を開始するなど、買い物に出かけることが困難な方に買い物しやすい環境づくりを推進する羽村市商工会を支援していきます。

(2) 地域福祉の担い手づくり

《現状と課題》

地域では、*民生・児童委員、町内会・自治会、*老人クラブ、*NPO、ボランティアなど、多様な団体等と人材による相談・支援活動が実施されています。少子高齢化が進む中で、将来にわたり地域福祉を支える人材の育成が求められています。地域での福祉活動を推進し継続させていくには、活動のすそ野を広げていく必要があります。そのためには、幅広い世代から福祉活動への参加促進を目指し、ボランティア活動等への参画のきっかけづくりを継続していくことが求められています。地域の支え合い活動を促進するためには、地域で活動する方、活動したい方への情報提供も必要となります。

《具体的な事業》

○ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供 (10201)

*市民活動センターや生涯学習センターゆとろぎでは、定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを地域の中で活用し、生きがいのある人生を送れるよう、様々な団体との連携を図りながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動を活性化します。

○ 地域のリーダーの育成 (10202)

*市民活動センターや生涯学習センターゆとろぎでは、地域におけるふれあい・交流活動を推進していくために、地域のリーダーやリーダーをサポートする人材を育成します。

○ 民生・児童委員体制の拡充 (10203)

*民生・児童委員は、地域と行政とを結ぶ「要」として地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。地域に根ざした福祉活動の充実のため、研修による資質の向上や段階的な増員を図ります。

○ 友愛訪問員活動の推進 (10204)

*友愛訪問員は、地域社会との交流の少ない65歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみの世帯に定期的に訪問し、安否確認や話し相手になるなどの活動を行っています。こうした対象世帯が増えていることから、必要に応じて*友愛訪問員を増員し、地域や*民生・児童委員との連携のもとに、対象者の孤独感の解消と事故の未然防止を図っていきます。

○ シルバーボランティア・子育てボランティアなどの育成と活用 (10205)

介護や子育てなどに関する知識や情報を伝える地域の人材を育成し、地域の介護力、子育て力の向上を図ります。障害者福祉の分野では、ボランティアとの連携を深めていきます。

(3) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

《現状と課題》

市はボランティア活動を推進していますが、市内には、*地域包括支援センター、*地域活動支援センター、*子ども家庭支援センターなどによる支援のネットワークが構築されています。その他にも多様な活動団体・組織によるネットワークが形成されています。

地域における支援が必要な方の把握や生活課題の解決のためには、活動団体・組織などの関係者間での情報共有やネットワークの強化が必要となります。

《具体的な事業》

○ ボランティア活動に向けた支援 (10301)

市民活動や多様なボランティア活動の振興を推進する*市民活動センターの活動を充実するとともに、福祉ボランティアについて、ネットワークづくりなどを推進する*社会福祉協議会を支援します。

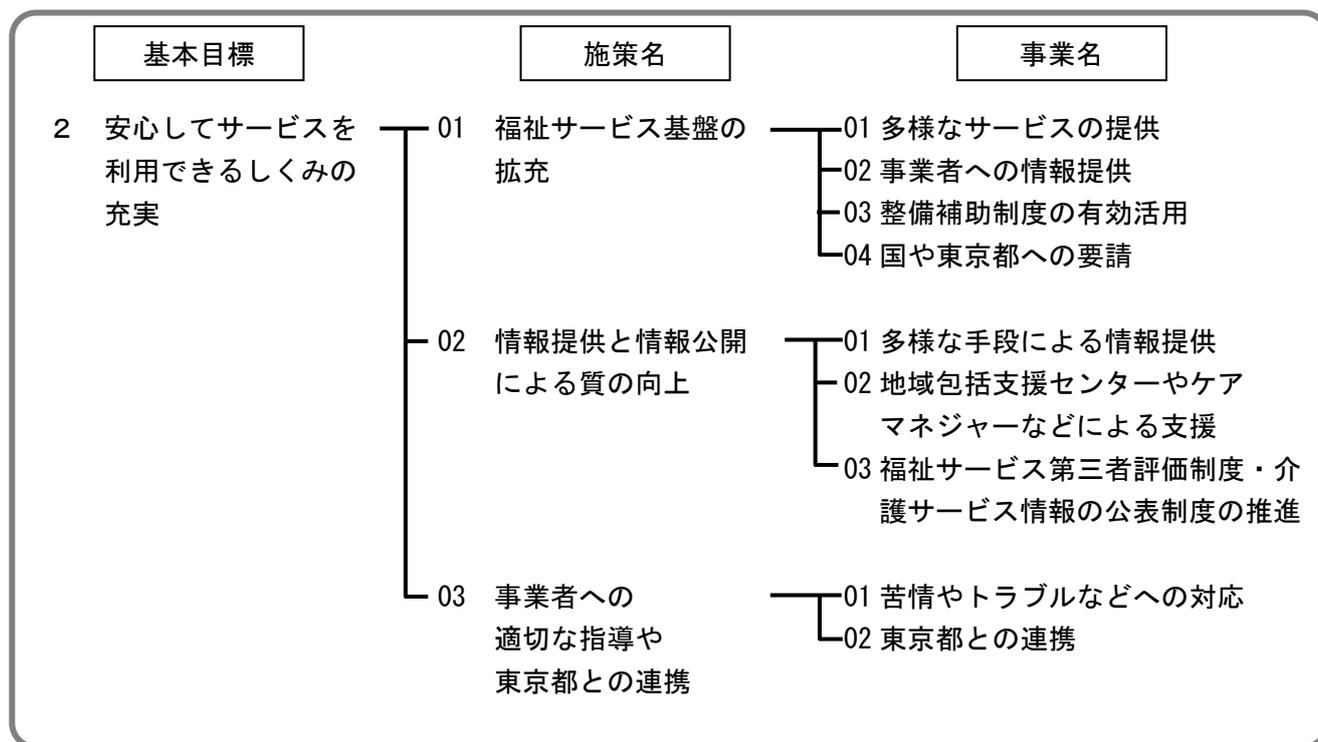
○ ***小地域ネットワーク活動の推進** (10302)

地域で福祉活動に携わる人々が連携し支え合う、*小地域ネットワーク活動がより活性化するよう、*社会福祉協議会を通じて支援を行います。

○ **公共を担う多様な組織との連携** (10303)

地域のネットワークづくりに向けて、町内会・自治会、*社会福祉協議会、*民生・児童委員などをはじめとして、交通・防犯や消防などの関係団体、教育関係や健康づくり等の団体、*老人クラブやシルバー人材センター、福祉ボランティアや各種の*NPOなど、多様な組織と連携・協力を図ります。

基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実



(1) 福祉サービス基盤の拡充

《現状と課題》

高齢者福祉では、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組みを進めていますが、高齢化の進行に伴い、さらに特別養護老人ホーム等の福祉施設の充実も求められています。

障害者福祉では、地域生活への移行、就労支援の充実などの目標に向け、障害福祉サービスや地域生活支援事業を展開しています。子育て支援では、地域の子ども・子育ての総合的な視点で支援する方向で進んでいます。

福祉サービスの多くが、利用者自らの意思で選択して利用する制度に変わりつつあります。そのような中で、本人の意向を尊重しながら、身近な地域で自立した生活に必要な保健・福祉などのサービスが総合的かつ適切に利用できるよう、多様なサービス提供事業者の参入やサービス提供基盤の整備が求められています。

《具体的な事業》

○ 多様なサービスの提供 (20101)

高齢者福祉では、介護サービス量の確保や質の向上だけではなく、生きがいつくりや就労などを含めた高齢者福祉施策や介護予防施策を推進していきます。また、障害者福祉では、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行っていきます。さらに、児童福祉では、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスを推進していきます。

その一方で、福祉サービスが市民のニーズや時代の変化に的確に対応できるよう必要に応じて、サービスの見直しなど柔軟に対応していきます。

○ 事業者への情報提供 (20102)

多様なサービスの提供やサービス量の確保、質の充実を図るため、事業者へ情報提供を行います。また、事業者への支援を通じて、新しいしくみへの移行や事業の転換・参入を促します。

○ 整備補助制度の有効活用 (20103)

福祉関連の国や東京都の補助制度は、施策の転換や制度の創設・廃止などによりめまぐるしく変動していますが、福祉サービス基盤の円滑な整備のために、補助制度の積極的な活用を図ります。

○ 国や東京都への要請 (20104)

介護保険制度や障害者福祉施策などにおいては、国の制度そのものや、東京都の取り組みに改善が望まれる問題も見受けられます。こうした本市だけでは解決が難しい問題については、他の市町村と連携し、国や東京都に改善などの要請を行います。

(2) 情報提供と情報公開による質の向上

《現状と課題》

福祉サービスなどの情報提供は、主に広報紙やホームページ、各種リーフレットなどを活用しています。その一方、閉じこもりがちな高齢者、障害のある人など、真に情報を必要とする人に情報が届かない、理解されていないという現状もあります。

福祉に関する法律や制度、サービス等が目まぐるしく変化する中、情報を必要とする方に適切に情報が届き、また理解しやすい形で提供していくことが求められています。

また、福祉サービスに対する客観性や信頼性、専門性をより高める観点から、自己評価だけでなく、一定の基準を満たした中立的な第三者機関によって評価を行う第三者評価に基づく評価結果の情報を利用者に提供していくことが必要です。

《具体的な事業》

○ 多様な手段による情報提供 (20201)

市の広報紙やホームページ、携帯情報サイト、各種パンフレットなど、多様な手段によって制度のPRや情報提供を行います。

また、第三者評価制度の評価結果や*介護サービス情報の公表などを行う「*指定情報公表センター」のPRを進め、インターネットを通じて利用者等の選択を支援する環境を整備します。

○ *地域包括支援センターや*ケアマネジャーなどによる支援 (20202)

*地域包括支援センターや*地域活動支援センターなどでは、利用者の相談にかかる必要なサービス情報を提供します。

また、*ケアマネジャーなどが利用者に適したサービスと業者の選択を支援します。

○ *福祉サービス第三者評価制度・*介護サービス情報の公表制度の推進 (20203)

サービス利用者の主体的な選択を支援し、サービスの質の向上を促進するため、東京都は第三者機関が行った評価情報を提供しています。また、介護サービスの選択を利用者が適切に行えるように「*介護サービス情報の公表」制度の活用を利用者に周知していきます。

(3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

《現状と課題》

現在、福祉サービスは、行政や社会福祉法人が主体となって行う公的なサービス、介護保険など社会市場をベースに供給されるサービス、*NPOやボランティアなどによって提供される*インフォーマルサービスなど、多様な形でさまざまなサービス提供主体により提供されています。

そのような中、サービス提供事業者に対して、事業運営の適正化や透明性の確保、利用者保護、利用者の視点に立ったサービスの提供及び苦情対応も含めてサービスの質の向上を図る必要があります。

《具体的な事業》

○ 苦情やトラブルなどへの対応 (20301)

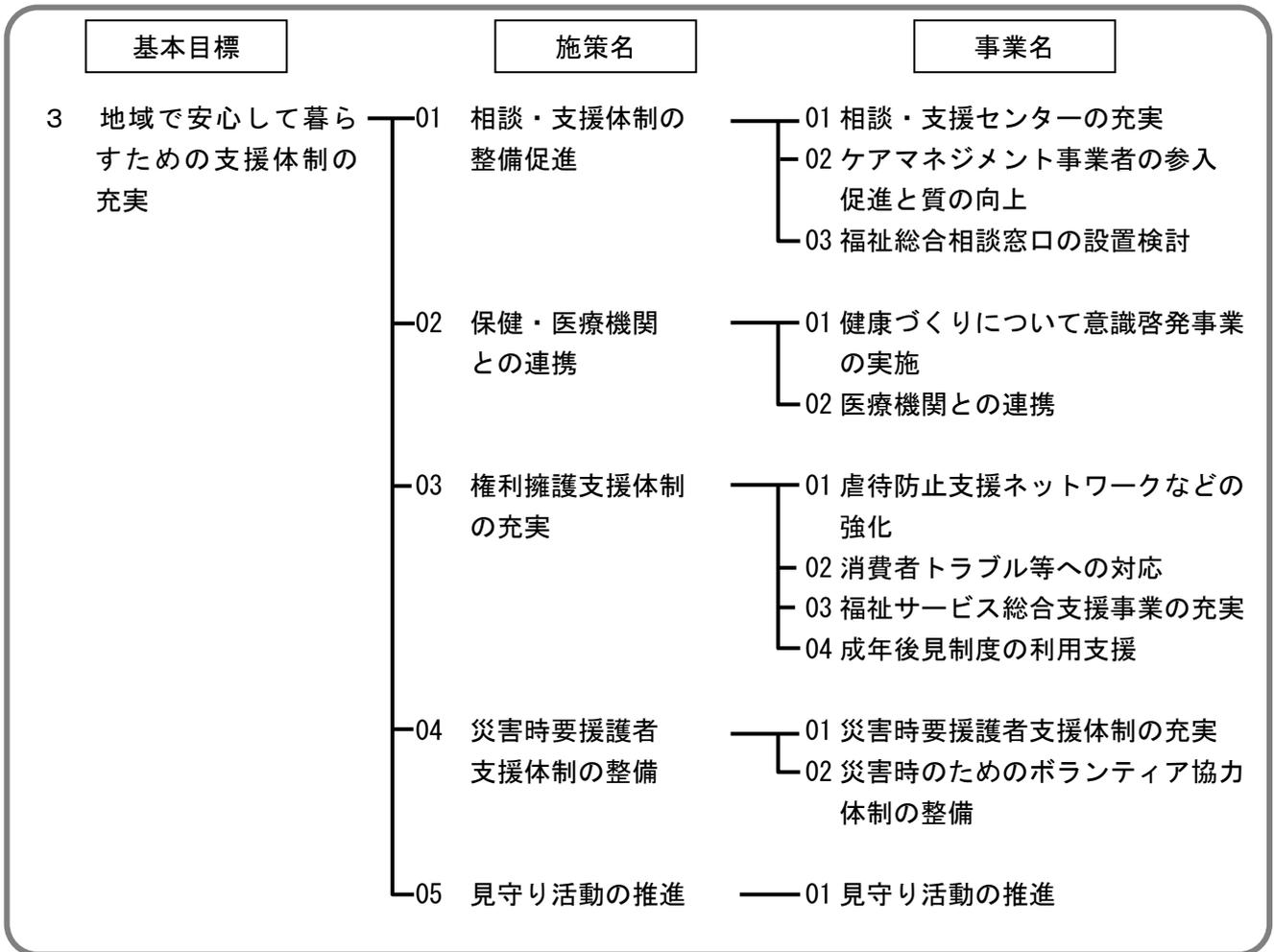
サービス利用者から市に寄せられた苦情については、利用者とサービス提供者の双方の主張を聞いて、関係機関と連携しながら解決に向けた働きかけを行います。

また、必要に応じて東京都や苦情解決のための第三者機関(*福祉サービス運営適正化委員会・*東京都国民健康保険団体連合会)等につなげます。

○ 東京都との連携 (20302)

許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、指導検査の要請や、問題によっては、市との合同検査の実施などを働きかけます。

基本目標 3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実



(1) 相談・支援体制の整備促進

《現状と課題》

複雑化・多様化する地域の課題をいち早く発見し、早期に対応していくために相談・支援体制の整備が必要となります。

近年、福祉サービスは分野ごとに細分化され、さまざまな制度やサービスが整備されてきている一方で、これらの制度やサービス、相談窓口を知らずに問題を抱えて困っている人に対する支援が必要となっています。そのため、身近な地域で、このような人を早期に把握し、適切な支援につなげるしくみづくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 相談・支援センターの充実 (30101)

*介護予防マネジメントの対象者の増加や、介護に関する様々な相談・支援の増加に対応するため*地域包括支援センターの基幹型支援センターの設置検討を含め、機能充実

を図っていきます。

虐待対応の専門員などを配置し相談体制を強化した「*先駆型子ども家庭支援センター」については、機能充実を図るとともに児童相談所や警察、保健センター、教育相談室、学校などとの連携を強化していきます。

障害者福祉では、*地域活動支援センター「あおば」、「ハッピーウイング」を中心に、関係機関との連携をさらに強化し、基幹相談支援センターや*障害者総合支援法に基づく協議会の設置の検討を行うなど、相談支援事業の一層の充実を図ります。

これらの相談・支援機関や市の各担当窓口では、福祉サービスの利用などに関する相談や苦情などに的確に対応するとともに、必要に応じて様々な機関と連携し、支援や問題解決を図ります。

○ ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上 (30102)

介護保険の分野では、*地域包括支援センターが中心となり、支援の難しい事例に関して*ケアマネジャーに助言や指導をするほか、地域の*ケアマネジャーのネットワークづくりなどを行っていきます。

障害者福祉の分野では、障害福祉サービス等を利用する障害のある人に、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を行うとともに、適切な計画相談支援が行われるよう、助言・指導を行います。

なお、介護保険の分野では、介護予防支援の介護報酬の適正設定など、他の市町村と連携して都や国に改善を求めています。障害者福祉の分野では、市内の社会福祉法人などが相談支援事業に取り組むよう要請していきます。

○ 福祉総合相談窓口の設置検討 (30103)

市役所における福祉サービスの相談について、関係部署それぞれの窓口が行っている相談を統合し、総合相談窓口の設置を検討します。

(2) 保健・医療機関との連携

《現状と課題》

市民が元気で生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、その土台となるのは自身の健康です。健康の大切さを認識し、日頃から生活習慣病や寝たきり状態になることを予防する活動が大切になります。

疾病を予防し、健やかな生活を送るためには、市民一人ひとりの健康意識の向上、主体的な実践活動につなげていくことが重要となっています。健康づくり推進員や関係する団体などと連携し、市民の健康づくりの意識啓発に努めていくことが求められています。

また、平日夜間急患センターについては、内科と小児科の時間外の初期救急に対応しています。今後も、市民の健康づくりや意識啓発をさらに進めるとともに、医師会や近隣市町村との連携を深め、きめ細かな医療提供体制を推進していく必要があります。

《具体的な事業》

○ 健康づくりについて意識啓発事業の実施（30201）

健康づくり推進員等との連携により、健康づくりについて意識啓発を図るイベント（はむら健康の日・健康フェア等）の開催や、地域健康づくり事業に取り組んでいきます。

○ 医療機関との連携（30202）

公立福生病院の運営支援を通じ、市民ニーズに対応できるよう、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけていきます。

（3）権利擁護支援体制の充実

《現状と課題》

住民が主体的に福祉サービスを選べるようになってきた中で、福祉サービスを選び、決定することが困難な方への支援も充実していく必要があります。支援するしくみとして、*成年後見制度があります。また、民間の自主的な地域福祉を推進する*社会福祉協議会では、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用を支援するため、*地域福祉権利擁護事業を実施しています。

これらの支援を必要とされる方の増加が今後予想されるため、制度の周知と利用支援に努めることが求められています。

《具体的な事業》

○ 虐待防止支援ネットワークなどの強化（30301）

児童に関し、様々な問題が深刻化していることから、*要保護児童対策地域協議会では、虐待問題だけではなく、非行や不登校、いじめ、心身の問題など支援が必要な児童について共通の認識と問題意識をもち、問題解決に向けて緊密な連携を図ります。

配偶者やパートナーからの暴力（*ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。*ドメスティック・バイオレンスや離婚問題などについては、市の母子自立支援員が初期相談に応じるとともに、東京都の女性相談センターや東京ウィメンズプラザ、警察とも連携し緊急保護などを行います。

高齢者虐待への対応については、「*高齢者虐待防止連絡会議」などにより、虐待防止に向けて関係団体との情報の共有や理解の促進を図ります。また、虐待事例の支援の方向性などを検討するため、必要に応じて専門家や関係機関の職員で構成する虐待対応ケア会議を開催します。さらに、様々な事態に備え、緊急ショートステイの適切な運用を図ります。

障害者虐待については、市民や関係機関に対する障害者虐待の理解普及や啓発などを通して地域の見守りネットワークの構築を推進するとともに、通報義務の周知を図り、障害のある人への虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。また、地域自立支援連絡会などにより、関係機関との連携協力を推進します。

○ 消費者トラブル等への対応 (30302)

いわゆる悪質商法などの対応については、市の消費生活センターが中心になって相談に応じています。特に、高齢者が関心を寄せる健康や住まいに関係する契約を迫られるケースも発生しています。判断能力が十分でない認知症高齢者などに対しては、地域での見守り活動が大きな役割を発揮することから、*民生・児童委員、*友愛訪問員、*老人クラブ、*社会福祉協議会、小地域ネットワーク活動団体などに対する啓発普及を進めるとともに、消費生活センターと*地域包括支援センターの連携に努めます。

○ 福祉サービス総合支援事業の充実 (30303)

東京都社会福祉協議会からの受託により*地域福祉権利擁護事業を実施する*社会福祉協議会に、高齢者や障害のある人などへのサービス利用援助や苦情相談、弁護士による専門相談などを行う福祉サービス総合支援事業を委託します。

○ *成年後見制度の利用支援 (30304)

判断能力が不十分で、家族や親族等からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者などに、*地域包括支援センターなどを中心に*成年後見制度についての説明や家庭裁判所への審判申し立ての案内などの利用支援を行うとともに、市では成年後見活用あんしん生活創造事業(成年後見制度推進機関の設置)について取り組みを検討します。

また、身寄りがなく・経済的負担ができない、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる高齢者や障害のある人などの場合には、市が審判申し立てや後見人報酬の費用助成を行います。

(4) 災害時要援護者支援体制の整備

《現状と課題》

本市では、災害時における共助を推進するため、平成24年7月に、申請方式による*災害時要援護者登録制度を創設しました。

大災害が発生した場合には、行政の対応が即時に地域へ行き届かないことが予想されます。高齢者や障害のある人など一人で避難することが難しい方を、あらかじめ把握し、関係機関と情報共有しておくことが、迅速な支援のために必要となります。

日頃から一人ひとりが防災についての意識を持つとともに、地域住民と関係団体等とが連携・協力し、災害時の支援体制を整備しておくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 災害時要援護者支援体制の充実 (30401)

市の広報紙やホームページなどのほか、*民生・児童委員などを通じて、*災害時要援護者登録制度について、地域住民への周知を図ります。また、高齢者や障害のある人などの関係機関と連携して、避難・救護活動や安全確認について検討していきます。

○ 災害時のためのボランティア協力体制の整備 (30402)

災害発生時には、市内及び近隣市町村はもとより、さらに広域的な支援が必要となることが想定されます。支援体制を充実させるためにはボランティアの存在は欠かせません。受け入れ体制の整備と効果的な支援について検討していきます。

(5) 見守り活動の推進

《現状と課題》

ひとり暮らしや社会参加が困難な在宅高齢者、障害のある人、育児不安を抱える保護者などについては、安否確認とともに孤立感の解消などを図るため、関係機関による見守り活動や訪問活動が求められています。

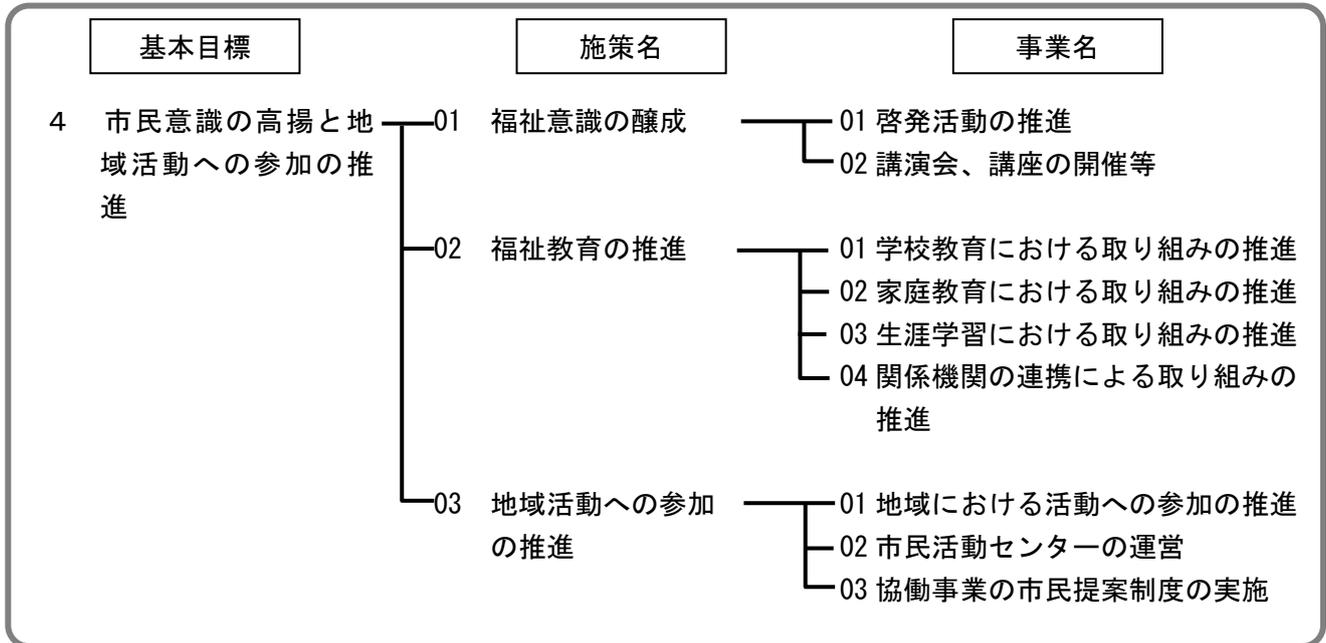
《具体的な事業》

○ 見守り活動の推進 (30501)

*民生・児童委員、*友愛訪問員、*老人クラブの友愛訪問、配食サービス、ボランティアによる見守り活動や訪問活動を推進します。

また、*社会福祉協議会が進めている*小地域ネットワーク活動などの地域住民による支え合い活動などが促進されるよう支援するとともに、新聞販売店などの配達事業者や電気・ガス事業者等との連携による見守りネットワークの充実に努めます。

基本目標 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進



(1) 福祉意識の醸成

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、誰もが可能なかぎり同じ生活条件のもとに置かれるべきであり、お互いに支え合って生きていく社会こそが当たり前であるというノーマライゼーション理念がすべての地域住民に浸透していくことや、日頃からの地域住民同士のコミュニケーションづくりが不可欠です。

今後とも住民に対する地域福祉への関心や理解を深める機会などが必要です。共生社会の実現に向けて、多様性を認めあう意識づくり、支え合いの意識づくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 啓発活動の推進 (40101)

「誰もが地域の中で普通に生活を送れる社会 (*ノーマライゼーション)」の理念の浸透を図るとともに、人々が「身体的・精神的・社会的により良く生きている状態 (*ウェルビーイング)」を実現するため、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

○ 講演会、講座の開催等 (40102)

様々な学習・交流の機会を提供するため、各種の講演会、講座などを開催します。

(2) *福祉教育の推進

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしていく中で、福祉について考え、理解を深めるための学習の機会が得られることが必要です。また、幼少時からの*福祉教育は、高齢者や障害のある人などへの理解を深め、人への思いやり、支え合う気持ちを養います。生涯を通じて、福祉をテーマとした学習、福祉関係団体の活動への参加など、福祉への関心と理解、共感を深める機会が求められます。

《具体的な事業》

○ 学校教育における取り組みの推進 (40201)

各学校が取り組む人権教育を中心に「*羽村学(郷土学習)」「人間学(キャリア教育)」などの授業を通して、地域への愛着が育まれるよう、地域と協力しながら取り組んでいきます。

○ 家庭教育における取り組みの推進 (40202)

子どもを生き育てる力の養成や育児不安・虐待防止などへの対応、また、いじめ・不登校などの問題行動への抑止策として、家庭教育セミナーの充実など、家庭での養育力、教育力を高める取り組みを推進し、学校と家庭が連携・協力した子どもたちの育成を支援します。

○ 生涯学習における取り組みの推進 (40203)

各種の講演会や講座などの開催の機会に、*福祉教育の視点を盛り込んだ企画を検討します。

○ 関係機関の連携による取り組みの推進 (40204)

市及び関連団体が*福祉教育についての共通認識を深め、関係機関の連携に取り組んでいきます。

(3) 地域活動への参加の推進

《現状と課題》

近年、ボランティアや*NPO等が地域で多様な活動を展開し、社会に貢献しています。これらの団体等は、公的なサービスで補うことができないニーズにも柔軟に対応しています。*新しい公共の視点から、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域が自らの責任で解決していく取り組みが望まれます。

*市民活動センターでは、市民活動に関する情報収集・提供、ネットワークづくり、相談・活動支援などを進めています。市内の市民活動団体は地域づくりの担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。また、団塊世代を含めたシニア世代が豊富な知識や社会経験を活かして、社会参加や社会貢献などに積極的に携われるような仕組みづくりも求められています。

《具体的な事業》

○ 地域における活動への参加の推進 (40301)

地域で抱える共通課題の解消・改善のために地域活動は大きな役割を果たします。
町内会・自治会への加入促進の支援を図るほか、ボランティア活動や地域活動など
についての参加が促進されるよう情報提供に努めます。

○ *市民活動センターの運営 (40302)

*市民活動センターを拠点に、市民活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等
を行う個人や団体を支援するとともに、市民との協働事業を展開します。

○ 協働事業の市民提案制度の実施 (40303)

市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集し、事業を推進すること
により、市民活動の輪をさらに広げていきます。

第 5 章

計画の推進にあたって

1 計画推進の体制

第4章に記述した具体的事業については、各事業を所管する課において年度別の進捗管理を行い、計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

1 基本目標 1 地域における支え合い活動の推進

(1) 地域コミュニティの活性化

事業名	事業内容	所管課
近所づきあいや市民交流の機会などの醸成 (10101) P. 29	○あらゆる機会を通じて地域コミュニティの核である「町内会・自治会」への加入促進を図ります。 ・町内会連合会と協働した加入促進対策の実施 ・情報誌「きずな」、講座の開催などを通じた加入促進	地域振興課
	○社会福祉協議会を通じて小地域ネットワーク活動を支援します。 ・小地域ネットワーク活動の支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
仲間づくり、サークル活動等への支援 (10102) P. 29	○より多くの社会教育関係団体等の活動情報をまとめたガイドブックを編集し発行することで、市民への学習機会の周知と団体の活発な活動への支援を図ります。 ・「団体サークルガイド」の発行	生涯学習総務課
	○ホームページの有効活用やゆとりぎイベントガイドの発行により生涯学習情報を提供するとともに、内容の充実を図ります。 ・ゆとりぎイベントガイドの発行（隔月）	生涯学習センター ゆとりぎ
	○社会福祉協議会が行うボランティア講座や団体への情報提供の充実に向け支援します。 ・ボランティア講座、情報コーナーの運営支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
町内会・自治会活動の活性化支援 (10103) P. 29	○町内会・自治会が行う各種活動（コミュニティ事業、遊び場の管理、町内会連合会の事業など）を支援します。 ・助成金等の交付 ・連合会活動などの各種事業開催支援	地域振興課
	平成 25 年度	継続



事業名	事業内容	所管課
老人クラブへの活動支援 (10104) P. 29	○清掃活動や友愛活動、介護予防事業など老人クラブの自主的な活動が推進されるよう、老人クラブへの支援を行います。 ・老人クラブや老人クラブ連合会に対する助成金の交付、ペタンク大会などの各事業への支援	高齢福祉介護課
	平成 25 年度	継続



事業名	事業内容	所管課	
多様なコミュニティとの連携への働きかけ (10105) P. 29	○社会貢献活動や公益活動を促進していくため、関係団体による地域活動団体連携協議会を設置・運営します。 ・調査・研究	地域振興課	
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
	同種の社会貢献団体等の情報交換会の実施	地域活動団体連携協議会の設置と運営支援	継続
	○生涯学習まちづくり出前講座での派遣件数を増やし、得られた知識や経験を社会貢献活動に活かせるように働きかけます。 ・生涯学習まちづくり出前講座の開催 (平成 24 年度 20 件)	生涯学習総務課	
	平成 25 年度 25 件	継続	平成 29 年度 40 件




事業名	事業内容	所管課
買い物環境の充実 (10106) P. 29	○高齢者などにも買い物しやすい環境づくりを商店会や商工会に働きかけます。 ・はむら e 市場を実施する商工会への支援	産業課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度	



(2) 地域福祉の担い手づくり

事業名	事業内容	所管課
定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供 (10201) P. 30	○地域入門講座・市民活動講座などの実施により、地域活動を活発化します。 ・各種講座の実施	地域振興課
	○定年退職者向けの市民講座などを充実して実施します。 ・市民講座の実施	生涯学習センター ゆとろぎ
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度	



事業名	事業内容	所管課
地域のリーダーの育成 (10202) P. 30	○地域入門講座・市民活動講座などの実施により、リーダーの養成を行います。 ・各種講座の実施	地域振興課
	○町内会・自治会、老人クラブ、民生・児童委員などの活動を通じて人材を発掘・養成し、地域のリーダーの育成を推進します。 ・介護予防リーダーの育成 ・地域の要である民生・児童委員の活動支援	高齢福祉介護課 社会福祉課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度	



事業名	事業内容	所管課
民生・児童委員体制の拡充 (10203) P. 30	○民生・児童委員活動の充実を図るとともに、一斉改選時に増員を図ります。 ・民生・児童委員の増員（現行 50 人） ・一斉改選に向けた定数の検討、結果の反映	社会福祉課
	平成 25 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 一斉改選 次年度に向け 一斉改選 継続 52 人（増員） 検討 結果反映	
	○民生・児童委員活動及び民生児童委員協議会の活動支援に努めます。	社会福祉課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度	

事業名	事業内容	所管課
友愛訪問員活動の推進 (10204) P. 30	○友愛訪問員の増員を含め、友愛訪問員体制や活動内容の充実を検討します。 ・友愛訪問員の増員	高齢福祉介護課
	平成 25 年度 平成 26 年度 平成 29 年度 39 人 41 人（増員） 継続 43 人（増員）	

事業名	事業内容	所管課		
シルバーボランティア・子育てボランティアなどの育成と活用 (10205) P. 30	○地域の人材の中から、介護予防のリーダーを育成し、介護予防を地域に広めます。 ・介護予防リーダーの育成	高齢福祉介護課		
	平成 25 年度 5 人	継続 平成 29 年度		
	○地域の人材の中から、認知症予防に効果のある認知症予防プログラムをサポートする認知症予防ファシリテーターの育成と活用を図ります。 ・認知症予防ファシリテーターの育成 (平成 24 年度 5 人)	高齢福祉介護課		
	平成 25 年度 3 人 (育成)	平成 26 年度 3 人 (育成)	平成 28 年度 3 人 (育成)	平成 29 年度
	○子育てボランティアを育成し、子育てに関わる事業等に活用することで、子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支え、地域の子育て力の向上を図ります。 ・子育てボランティアの育成 (現行登録者数 15 人)	子育て支援課		
平成 25 年度 25 人	平成 29 年度 35 人			

(3) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

事業名	事業内容	所管課
ボランティア活動に向けた支援 (10301) P. 30	○社会福祉協議会への支援を通じて、福祉ボランティアの機能強化を働きかけます。 ・社会福祉協議会への支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	平成 25 年度	継続 平成 29 年度

事業名	事業内容	所管課
小地域ネットワーク活動の推進 (10302) P. 31	○社会福祉協議会を通じて、小地域ネットワーク活動を支援します。 ・小地域ネットワーク活動への支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	平成 25 年度 39 団体 (実施団体)	継続 平成 29 年度

事業名	事業内容	所管課
公共を担う多様な 組織との連携 (10303) P. 31	○市民・団体等との協働事業を推進し、同時に情報の共有や交換の場を設定します。 ・市民、団体等との協働事業の推進	地域振興課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	
	・ソーシャルネットワークの調査、研究	地域振興課
	平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 29 年度 調査・研究 ネットワークづくり ネットワーク 継続 準備 構築・運用 	
	○誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するための取り組みを「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」を中心に、町内会・自治会、交通・防犯や消防などの関係団体、教育関係団体などと連携し、一体的に推進します。 ・羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の開催	防災安全課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	
	○青少年対策地区委員会連絡協議会、青少年育成委員会、小中学校 PTA 連合会等との連携により地域教育シンポジウムを開催し、学校・家庭・地域が連携・協力した子どもたちの育成を支援します。 ・地域教育シンポジウムの開催 (平成 24 年度参加者数 210 人)	生涯学習総務課
平成 25 年度 平成 29 年度 220 人 (地域教育シンポジウム参加数) 250 人 		

2 基本目標2 安心してサービスを利用できるしくみの充実

(1) 福祉サービス基盤の拡充

事業名	事業内容	所管課
多様なサービスの提供 (20101) P. 33	○障害のある人がその人にふさわしい福祉サービスを受けることができるよう、多様な事業者の参入を促進します。 ・福祉サービスの提供による自立支援	障害福祉課
	○様々なサービスが利用者のニーズに応じて総合的に展開されるよう、民間事業者などの参入を促し、サービス基盤の整備と多様なサービスの提供に努めます。 ・多様なサービスの提供	高齢福祉介護課 保育課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
事業者への情報提供 (20102) P. 33	○障害福祉サービス等提供事業者に対して、情報提供を行います。 ・事業者への情報提供	障害福祉課
	○市が必要とする介護サービス事業者に対して、地域密着型サービス事業などの参入を促します。 ・介護保険事業者への情報提供	高齢福祉介護課
	○幼稚園、保育園、認証保育所に対して「認定こども園」などの情報提供を行います。 ・認定こども園などの情報提供	保育課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
整備補助制度の有効活用 (20103) P. 33	○福祉関連の補助制度について、事業の計画段階で補助制度を検討し、積極的活用を図ります。 ・整備補助制度の活用	高齢福祉介護課 保育課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度	

事業名	事業内容	所管課
国や東京都への要請 (20104) P. 33	○障害者施策に関する要望について、市長会などを通じて、国や東京都へ要請を行います。	障害福祉課
	○介護保険や障害者総合支援制度の改善や、事業者の許認可権限に関する改善については、市長会などを通じて、国や東京都へ要請を行います。	高齢福祉介護課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

(2) 情報提供と情報公開による質の向上

事業名	事業内容	所管課
多様な手段による 情報提供 (20201) P. 34	○広報紙、ガイドブック、ホームページなどにより、利用者に対し各種サービスについて、わかりやすく情報提供します。 ・各種サービスの情報提供	障害福祉課
	○広報紙、ガイドブック、ホームページ、パンフレットなど多様な手段により、利用者に対して各種サービスの積極的な情報提供を推進します。 ・各種サービスの情報提供	高齢福祉介護課 保育課
	○子育てに関する各種サービス情報について、子育て中の親などにわかりやすく提供できるよう子育て応援ガイドブックの内容の充実を図ります。 ・子育て応援ガイドブックの発行 (毎年度改訂し発行)	子育て支援課
	○ひとり親家庭に関する各種の施策や情報を総合的に提供するための「ひとり親福祉のしおり」の内容の充実を図ります。 ・ひとり親福祉のしおりの発行 (毎年度改訂し発行)	子育て支援課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
地域包括支援センターやケアマネジャーなどによる支援 (20202) P. 34	○地域活動支援センター「あおば」「ハッピーウイング」を中心に、利用者に必要なサービス情報を提供します。 ・相談支援事業の充実	障害福祉課
	○在宅で生活する要介護高齢者などを支援するため、地域包括支援センターによる総合相談、情報提供を行います。 ・総合相談と情報提供	高齢福祉介護課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

事業名	事業内容	所管課
福祉サービス第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の推進 (20203) P. 34	○障害福祉サービス事業者に対して、第三者評価の受審を促します。また、日中活動系サービスを提供する法人に対して、受審に係る経費を補助します。 ・対象となる事業者 13 か所 (うち、補助対象事業者 3 か所)	障害福祉課
	○介護サービス事業者などに対して、第三者評価の受審を促します。また、広報紙、パンフレット、ホームページなどにより、介護サービス情報公開制度の活用を利用者にPRしていきます。 ・対象となる事業者 1 か所 ・介護サービス情報公開制度についてパンフレットによる周知	高齢福祉介護課
	○認可保育園、認証保育所における第三者評価の受審を促します。 ・対象となる事業者 12 か所	保育課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度		

(3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

事業名	事業内容	所管課
苦情やトラブルなどへの対応 (20301) P. 34	<p>○必要に応じて事業者に対する指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する指導 	障害福祉課
	<p>○必要に応じてサービス事業者に対する指導を実施するとともに、保険者での解決が困難な場合は、福祉サービス運営適正化委員会や東京都国民保険団体連合会へつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する指導 <p>○東京都と連携し、必要に応じて事業者等に対する指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する指導 	高齢福祉介護課 保育課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度 		

事業名	事業内容	所管課
東京都との連携 (20302) P. 34	<p>○事業所に対する指導検査の要請や合同実施などを東京都に働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都との連携 	障害福祉課 保育課
	<p>○許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、立ち入り調査の要請や合同実施などを働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都との連携 	高齢福祉介護課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度 		

3 基本目標3 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

(1) 相談・支援体制の整備促進

事業名	事業内容	所管課
相談・支援センターの充実 (30101) P. 35	○地域活動支援センター「あおば」「ハッピーウイング」を中心に、関係機関との連携を強化し、相談支援事業の一層の充実を図ります。 ・相談支援事業の充実	障害福祉課
	○障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労支援センター「エール」の機能を充実させ、一般企業等への就労を支援します。 ・就労支援事業の充実	障害福祉課
	○子どもと家庭を支援するための相談を実施し、関係機関との連携を行うことで、養育困難な家庭の支援や関係機関とのネットワークの構築化を図ります。 ・(先駆型) 子ども家庭支援センターの運営	子育て支援課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	
	○地域包括支援センターの基幹型支援センターの設置検討を含め、機能充実を図ります。 ・設置検討、結果反映	高齢福祉介護課
	平成 25 年度 設置検討・結果反映 平成 29 年度 	

事業名	事業内容	所管課
ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上 (30102) P. 36	○障害福祉サービス等を利用する障害のある人に、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者の指定を行うとともに、適切な計画相談支援が行われるよう助言・指導を行います。また、市内の社会福祉法人などが相談支援事業に取り組むよう要請していきます。 ・特定相談支援事業者指定業務の実施	障害福祉課
	○ケアマネジャーに対する助言・指導を行うとともに、ケアマネジャーのネットワーク化を図ります。 ・ケアマネジャーとの連携及び支援	高齢福祉介護課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	

事業名	事業内容	所管課
福祉総合相談窓口 の設置検討 (30103) P. 36	○福祉相談に係る窓口の統合化について検討します。 ・設置検討、結果反映	社会福祉課
	平成 25 年度 平成 27 年度 平成 29 年度 検討 結果反映 継続	



(2) 保健・医療機関との連携

事業名	事業内容	所管課
健康づくりについて意識啓発事業の実施 (30201) P. 37	○健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベントを開催します。 ・はむら健康の日、健康フェアの開催	健康課
	平成 25 年度 平成 29 年度 継続	



事業名	事業内容	所管課
医療機関との連携 (30202) P. 37	○公立福生病院の運営支援を通じ、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけます。 ・公立福生病院の運営支援	健康課
	平成 25 年度 平成 29 年度 継続	



(3) 権利擁護支援体制の充実

事業名	事業内容	所管課
虐待防止支援ネットワークなどの強化 (30301) P. 37	○障害のある人への虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。また、関係機関との連携協力を推進します。 ・虐待の防止及び関係機関との連携	障害福祉課
	○高齢者虐待防止連絡会議を定期的を開催し、関係団体との連携を推進します。 ・関係機関との連携や普及啓発の実施	高齢福祉介護課
	○要保護児童対策地域協議会を開催することで、要保護児童等に関する関係機関の連携強化及びネットワーク化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会の開催 (代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース検討会議随時)	子育て支援課
	○東京都や民間機関等と連携しながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行っていきます。 ・関係機関との連携	子育て支援課
平成 25 年度	継続	平成 29 年度

事業名	事業内容	所管課
消費者トラブル等への対応 (30302) P. 38	○消費生活センターにおいて啓発活動や相談事業を充実し、トラブル防止に努めます。 ・トラブル防止のための啓発活動と相談事業の実施	産業課
	○判断能力が十分でない高齢者に対する見守り活動を推進するとともに、消費生活センターやケアマネジャー、民生・児童委員との連携強化を図ります。 ・消費生活センターなどとの連携や情報交換の実施	高齢福祉介護課
	平成 25 年度	継続

事業名	事業内容	所管課
福祉サービス総合 支援事業の充実 (30303) P. 38	○社会福祉協議会が実施する福祉サービス総合支援事業の利用が促進されるよう、広報などにより市民に周知します。 ・福祉サービス総合支援事業についての周知	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	平成 25 年度	継続
		

事業名	事業内容	所管課	
成年後見制度の利 用支援 (30304) P. 38	○成年後見制度の利用案内や審判申し立てなどを支援します。 ・成年後見制度の利用支援 ・成年後見制度担当者打ち合わせの実施	障害福祉課 高齢福祉介護課 健康課 社会福祉課	
	平成 25 年度	継続	平成 29 年度
			
	○成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度推進機関の設置を検討します。 ・成年後見制度推進機関の設置の検討	社会福祉課	
平成 25 年度	平成 26 年度	継続	平成 29 年度
検討	結果反映		

(4) 災害時要援護者支援体制の整備

事業名	事業内容	所管課
災害時要援護者支 援体制の充実 (30401) P. 38	○市の防災部門と福祉部門などとの連携を図り、「災害時要援護者登録制度」の運用を図ります。 ・申請方式による災害時要援護者登録制度の開始 (平成 24 年度)	危機管理課
	○災害時に要援護者リストの有効活用ができるよう、関係機関との連携に努めます。 ・災害時における要援護者リストの整備	障害福祉課 高齢福祉介護課
	平成 25 年度	継続
		

事業名	事業内容	所管課
災害時のためのボランティア協力体制の整備 (30402) P. 39	○社会福祉協議会との円滑な連携体制を構築します。 ・社会福祉協議会との協力協定締結（平成 21 年度）	地域振興課
	平成 25 年度 円滑な連携体制の構築	継続 平成 29 年度



(5) 見守り活動の推進

事業名	事業内容	所管課
見守り活動の推進 (30501) P. 39	○障害者団体を支援し、見守り活動を推進します。 ・障害者団体による、見守り活動の実施	障害福祉課
	○民生・児童委員、友愛訪問員、老人クラブ、配食サービス、配達業務事業者等により、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動を推進します。 ・民生・児童委員及び友愛訪問員の定期的な訪問 ・老人クラブの友愛活動 ・配食サービス ・救急医療情報キットの配付 ・配達業務事業者への協力依頼等	高齢福祉介護課
	○子ども家庭支援センターと主任児童委員及び民生・児童委員との情報の共有化を行うことで、地域における要保護家庭の見守り活動や支援を行っていきます。 ・主任児童委員との連絡会の実施 年 10 回	子育て支援課
	○社会福祉協議会への支援を通じて、小地域ネットワーク活動やボランティア活動などの見守り活動を推進します。 ・小地域ネットワーク活動の支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	平成 25 年度	継続 平成 29 年度



4 基本目標 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

(1) 福祉意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
啓発活動の推進 (40101) P. 40	○障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域の方と互いに尊重し合いながら共生するため、障害への理解について啓発に努めます。 ・啓発運動の実施	障害福祉課
	○対象者を特定せず、様々な機会をとらえて福祉に関する啓発活動を推進し、福祉意識の醸成を図ります。 ・啓発運動の実施	高齢福祉介護課 保育課 社会福祉課
平成 25 年度 継続 平成 29 年度 		

事業名	事業内容	所管課
講演会、講座の開催等 (40102) P. 40	○高齢者の生きがいづくりのために、各種講座などの充実を図ります。 ・じゅらく苑でのお好み講座や、いこいの里でのいきいき講座、いきいき展の開催 ・ボランティア講師等の活用	高齢福祉介護課
	○健康づくりに関する講座などを充実して実施します。 ・健康教育の実施	健康課
	○子育てに関する悩みや不安を軽減し、親の子育て力を向上させるための講座等を充実します。 ・親教育のための連続講座 年1回 ・親の子育て力向上のための講座 年1回	子育て支援課
	○市民組織との協働により市民講座を実施します。 ・市民組織との協働により市民ニーズにそった市民講座を実施	生涯学習センター ゆとろぎ
	○各種講座を開催する社会福祉協議会の活動を支援します。 ・社会福祉協議会が実施する各種講座の開催支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
平成 25 年度 継続 平成 29 年度 		

(2) 福祉教育の推進

事業名	事業内容	所管課
学校教育における取り組みの推進 (40201) P. 41	○各学校が取り組む「羽村学（郷土学習）」「人間学（キャリア教育）」を中心に、福祉教育を実践的に推進していきます。 ・福祉教育の推進	学校教育課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	

事業名	事業内容	所管課
家庭教育における 取り組みの推進 (40202) P. 41	○家庭での親（保護者）の「教育力」「指導力」の向上を図るため、未就学児の保護者家庭及び小中一貫教育での「親学」との連携を深め、学校と家庭が連携・協力した子どもたちの育成を支援します。 ・家庭教育セミナーの開催	生涯学習総務課
	平成 25 年度 300 人（家庭教育セミナー参加数）	平成 29 年度 360 人 

事業名	事業内容	所管課
生涯学習における 取り組みの推進 (40203) P. 41	○講演会、講座の開催にあたっては、福祉教育の視点を取り入れて検討し、多くの人に参加できる機会の創出に努めます。 ・生涯を通じた福祉教育の推進	生涯学習センター ゆとろぎ
	平成 25 年度	継続 平成 29 年度 

事業名	事業内容	所管課
関係機関の連携による 取り組みの推進 (40204) P. 41	○市及び関係団体が福祉教育についての共通認識を深め、関係機関の取り組みを働きかけます。 ・関係機関の取り組みの推進	生涯学習総務課 学校教育課 社会福祉課
	平成 25 年度	継続 平成 29 年度 

(3) 地域活動への参加の促進

事業名	事業内容	所管課
地域における活動 への参加の推進 (40301) P. 42	○福祉ボランティア活動や小地域ネットワーク活動への参加の推進を、社会福祉協議会に働きかけます。 ・福祉ボランティア活動や小地域ネットワーク活動への支援	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	平成 25 年度	継続 平成 29 年度 

事業名	事業内容	所管課
市民活動センター の運営 (40302) P. 42	○市民活動センターを拠点として、市民活動、コミュニティ活動を行う個人や団体を支援するとともに、協働事業を展開します。 ・公益団体等の把握と情報提供 ・協働事業の実施 ・市民活動情報紙「きずな」の発行	地域振興課
	平成 25 年度 継続 平成 29 年度 	

事業名	事業内容	所管課
協働事業の市民提 案制度の実施 (40303) P. 42	○市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集します。 ・協働事業の市民提案制度の実施	地域振興課
	平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 29 年度 調査・研究 提案の仕組みづくり 提案事業の募集と 継続 事業の協働実施 	

2 進行管理と評価

本計画の推進については、市民活動への理解と関心を深め、地域福祉の理念や実践に向け市の全組織を挙げて取り組む必要があります。こうしたことから、庁内横断的に進捗管理や評価を行う内部の組織として「地域福祉計画推進委員会」を置きます。

なお、各課の進捗状況は地域福祉計画を所管する課において取りまとめ、委員会が年度ごとに検証と評価を行うとともに、必要に応じて修正や変更を行い、計画の実現を目指します。

3 市民への情報提供と計画への参画

本計画の進捗状況や地域福祉計画推進委員会の評価結果については、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表していきます。

また、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、市民公募委員や公的団体の代表者で構成する審議会を設置し、各事業の成果や問題点等の検証を行い、見直した結果を次の計画に反映していきます。